

総則・評価に関する参考資料

目次

・学習指導要領に関する法制上の仕組み	2	・各学校における個に応じた指導の実施状況	36
・法令上定められている教育の目的・目標について	4	・教科等の担任制の実施状況、外部人材の活用状況	37
・学習指導要領等の構成	6	・教育効果の高い学校での取組	38
・「論点整理」で示された、これからの教育課程の理念	9	・地域や学校の実態を踏まえた創意工夫	40
・育成すべき資質・能力の三つの柱	10	・学校外の多様な場での活動や、特定の分野で優れた資質を持つ生徒等を対象とした取組	41
・アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善	11	・多様なニーズに対応した特色ある高校づくりの取組	42
・カリキュラム・マネジメントの3つの側面	12	・高等学校における、義務教育段階での学習内容の 確実な定着を語る指導	43
・学習指導要領の構造化のイメージ（仮案・調整中）	13	・特別支援教育に関する現状	44
・諸外国のナショナル・カリキュラム等の例	14	・特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）	45
・国際バカロレア・ディプロマカリキュラムガイド の構成について	17	・特別支援教育の推進について	46
・国際バカロレア（IB）の学習者像	18	・帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状	47
・科学の本質（NOS）について	19	・幼児教育に関する現状について	48
・育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程の 編成に関する取組例	20	・小学校学習指導要領における幼稚園教育との連携に 係る主な規定	49
・言語活動の充実について	24	・小学校におけるスタートカリキュラムについて	50
・道徳教育の抜本的改善・充実	26	・小中一貫教育の全体の制度設計	51
・学校における安全教育の充実について	27	・学校と家庭、地域の連携について	52
・防災教育を含む安全教育の今後の在り方について （検討素案）	28	・部活動について	53
・情報活用能力について	29	・社会教育施設等を活用した学習について	54
・「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の 在り方について」概要（中央教育審議会答申）	32	・観点別学習状況の評価について	55
・持続可能な開発のための教育（ESD）について	35	・学習指導要領の改訂とそれに伴う指導要録等の 評価の在り方の変遷	56
		・多様な評価方法の例	58

学習指導要領に関する法制上の仕組み

教育課程編成の基本的な考え方

国

学習指導要領など、学校が編成する教育課程の大綱的な基準を制定
(各教科等の構成、年間の標準時間数、教科等の大綱的な目標、内容等)

教育委員会
(設置者)

教育課程など学校の管理運営の基本的事項について規則を制定
(学年・学期、休業日、校務分掌、教育課程編成や教材使用の手続き等)

学校
(校長)

学校や地域、児童生徒の実体等を踏まえ、創意工夫した教育課程を編成・実施

教育課程に関する法制上の仕組み

教育基本法：教育の目的、目標を規定。【法律】

学校教育法：各学校段階ごとに教育の目的、目標などを規定。また、教科に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。【法律】

学校教育法施行規則：各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、教育課程については、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によることを規定。【省令】

幼稚園教育要領
学習指導要領：教育課程全般にわたる配慮事項などの総則と、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標、内容の取扱い（幼稚園における各領域のねらい、内容の取扱い）を規定。【告示】

幼稚園教育要領解説
学習指導要領解説：総則及び各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（幼稚園における各領域のねらい、内容）について、学校種毎に学習指導要領等の改善の趣旨及び内容について解説したもの。

法令上定められている教育の目的・目標について

教育の目的(基本法1)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

教育の目標(基本法2)

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。

幼児教育

幼児教育の目的

(学教法22)

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する

義務教育

義務教育の目的(基本法5)

各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う

小学校教育の目的

(学教法29)

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施す

中学校教育の目的

(学教法45)

小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す

後期中等教育 (高校など)

高校の目的(学教法50)

中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す

幼児教育の目標

(学教法23)

健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る

集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う

身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う

日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う

音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う

義務教育の目標(学教法21)

自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う

生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う

家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養う

読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養う

生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養う

生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養う

健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図る

生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養う

職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う

高校の目標(学教法51)

義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う

社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させる

個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う

学力の3要素(学教法30 :小学校、49:中学校、62:高等学校、70:中等教育学校)

前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

特別支援学校の目的(学教法72)

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

学習指導要領等の構成

学習指導要領・幼稚園教育要領の「総則」は、教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的事項を示し、各教科等をつなぎ教育課程の全体像を示す重要な役割を有する。

幼稚園教育要領の構成

第1章 総 則

幼稚園教育の基本、教育課程の編成、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

五つの領域〈健康、人間関係、環境、言葉、表現〉ごとに、ねらい、内容、内容の取扱いを規定

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

指導計画の作成に当たっての留意事項（一般的な留意事項、特に留意する事項）、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 幼稚園教育の基本

- ・生涯にわたる人格形成の基礎
- ・学校教育法第22条の目的の達成
- ・幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育
- ・幼児の主体的な活動、幼児期にふさわしい生活の展開
- ・幼児の自発的な活動としての遊びを通じた指導、幼稚園教育のねらいの総合的な達成
- ・幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導
- ・幼児一人一人の行動の理解と予測に基づき、計画的に環境を構成

第2 教育課程の編成

- ・家庭との連携を図りながら幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成
- ・創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程の編成
- ・具体的なねらいと内容の組織
- ・入園から修了に至るまでの長期的な視野をもった充実した生活の展開
- ・教育週数（39週を下回らないこと）
- ・1日の教育時間（4時間を標準とする）

第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

- ・地域の実態や保護者の要請による、いわゆる「預かり保育」の実施
- ・家庭や地域における幼児期の教育の支援

学習指導要領等の構成

小学校学習指導要領の構成

第1章 総 則

教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的事項を規定

第2章 各 教 科

各教科等ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節	国 語	第6節	音 楽
第2節	社 会	第7節	図画工作
第3節	算 数	第8節	家 庭
第4節	理 科	第9節	体 育
第5節	生 活		

第3章 道 徳

第4章 外 国 語 活 動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特 別 活 動

第1 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、児童の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導

第2 内容の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導と留意点 ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方 ・複式学級

第3 授業時数の取扱い

- ・年間の授業日数（週数）
- ・児童会活動、クラブ活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・2学年を見通した指導
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
 - ・合科的・関連的な指導

- 2 その他の配慮

- ・言語活動の充実
- ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- ・学級経営の充実、生徒指導の充実
- ・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会
- ・個に応じた指導の充実 ・障害のある児童への指導
- ・海外から帰国した児童等への適切な指導
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

平成30年度より「特別の教科 道徳」として位置づけ。(中学校は平成31年度より)

学習指導要領等の構成

高等学校学習指導要領の構成

第1章 総 則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通的事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、
芸術、外国語、家庭、情報

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、
理数、体育、音楽、美術、英語

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特 別 活 動

第1款 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、児童の学習習慣の確立
- ・道徳教育・体育・健康に関する指導
- ・集合やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間の単位数等
- ・学校設定教科、科目

第3款 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成
- 2 各教科・科目等の内容等の取扱い
- 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項
 - ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
 - ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
 - ・義務教育段階での学習内容の確実な定着
 - ・道徳教育の全体計画の作成
- 4 職業教育に関して配慮すべき事項
 - ・普通科における配慮事項
 - ・専門学科における配慮事項
- 5 進路指導等の充実
- 6 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項
 - ・言語活動の充実
 - ・個々の生徒の特性等の伸張
 - ・生徒指導の充実
 - ・キャリア教育の推進
 - ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
 - ・個に応じた指導の充実
 - ・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
 - ・障害のある生徒などへの配慮
 - ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導
 - ・情報モラル、情報活用能力
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
 - ・部活動の意義と留意点
 - ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

第6款 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定
- ・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定
- ・学校外における教育課程の特例

第7款 通信制の課程における教育課程の特例

< 社会に開かれた教育課程 >

社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという理念を持ち、教育課程を介してその理念を社会と共有していくこと。

これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合っていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化していくこと。

教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

主体性・多様性・協働性
学びに向かう力
人間性 など

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニングの視点から
の不断の授業改善)

学習評価の充実
カリキュラム・マネジメントの充実

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を単独でとらえるのではなく、
統合的にとらえて構造化することを目指す

何を知っているか
何ができるか

個別の知識・技能

知っていること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

教育課程企画特別部会「論点整理」より

習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置きつつ、**深い学びの過程**が実現できているかどうか。

他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、**対話的な学びの過程**が実現できているかどうか。

子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、**主体的な学びの過程**が実現できているかどうか。

教育課程企画特別部会「論点整理」より

教育内容を、一つの教科に留まらずに各教科横断的な相互の関係で捉え、効果的に編成する。

子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程の編成、実施、評価、改善のサイクルを確立する。

教育内容と、指導体制やICT活用など諸条件の整備・活用を効果的に組み合わせる。

学習指導要領等の構造化のイメージ（仮案・調整中）

下記のような構造をイメージしながら、各教科等の意義や教科・科目等の構成、各教科・科目等の内容を見直す必要があるのではないか。その際、教える側の視点だけでなく学習する側の視点にも立ち、学習プロセスの在り方や身に付ける資質・能力等について整理していく必要があるのではないか。

人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質の育成を期す

教科横断的・総合的に育成すべきさまざまな資質・能力

教科等間の往還（カリキュラム・マネジメント）

	個別の知識や技能 (何を知っているか、 何ができるか)	思考力・判断力・表現力等 教科等の本質に根ざした見方や考え方等 (知っていること・できることをどう使うか)	学びに向かう力、人間性等 情意、態度等に関わるもの (どのように社会・世界と関わり よりよい人生を送るか)
教科学習	各教科に固有の知識や 個別のスキル	各教科の本質に根ざした問題解決の 能力、学び方やものの考え方	各教科を通じて育まれる情意、 態度等
総合的な学習	(各学校で設定)	横断的・総合的な問題解決の能力	実社会における横断的・総合的な 問題解決に取り組む態度
特別活動	集団の運営に関する方法や 基本的な生活習慣等	よりよい集団の生活や 自己の生活習慣等を形成していく能力	自己の役割や責任を果たす態度等
道徳教育	道徳的価値	道徳的判断力	道徳的心情、 道徳的実践意欲と態度

アクティブ・ラーニングの視点に立った
深い学び、対話的な学び、主体的な学びの実現

諸外国のナショナル・カリキュラム等の例

Vision

(子供達に求めるもの)

Young people who will be Confident, Connected,
Actively involved, Lifelong learners

Values

(カリキュラム作成における重要で望ましい価値)

Key Competencies

(5つのキー・コンピテンシー)(注1)

Learning Areas

(8つの学習領域)(注2)

Principle

(カリキュラム作成の原則)

High expectations, Treaty of Waitangi, Cultural diversity,
Inclusion, Learning to learn, Community engagement,
Coherence, Future focus

学校レベルでのカリキュラム開発

ニュージーランドの ナショナル・カリキュラムの構造

ニュージーランドのナショナル・カリキュラムは、左記のような構成になっている。

(注1: 5つのキー・コンピテンシー)

思考力, 言語・記号・テキストを使用する能力, 自己管理能力, 他者との関わり, 参加と貢献。

(注2: 8つの学習領域)

学習領域(教科)については, 英語, 芸術, 保健体育, 学習言語, 数学と統計, 科学, 社会科学, 技術の8教科を規定するとともに, 各教科について「 (教科名)とは何か」, 「なぜ を勉強するのか」, 「学習領域はどのように構成されているか」だけが示されている。

(ただし, 学ぶ内容や方法について, ウェブサイト上で豊富に情報提供されている。)

諸外国のナショナル・カリキュラム等の例

The screenshot shows the Australian Curriculum website interface. On the left, there is a navigation menu with sections like 'F-10 Curriculum overview', 'Student diversity', 'General capabilities', and 'Cross-curriculum priorities'. A yellow box highlights the 'Learning areas' section in the center, which lists subjects such as English, Mathematics, Science, Humanities and Social Sciences, The Arts, Technologies, Health and Physical Education, Languages, and Work Studies. Another yellow box highlights the 'General capabilities' section on the left, which lists skills like Literacy, Numeracy, ICT Capability, Critical and Creative Thinking, Personal and Social Capability, Ethical Understanding, and Intercultural Understanding. A callout box labeled '学習領域(教科)の内容' points to the Learning areas list, and another callout box labeled '汎用的能力' points to the General capabilities list.

オーストラリアの ナショナル・カリキュラムの構造

オーストラリアでは、ナショナル・カリキュラムの配付を原則ウェブ上での提供としており、左図のように、学習領域(教科)・汎用的能力 (general capabilities, 資質・能力)・ク領域横断的な優先事項・学年のサブメニューが表示される。サブメニュー内の各項目をクリックすると、その概要が表示するページに移ることができる。

学習領域(教科)の内容説明の項目ごとに、その項目で扱う(結び付ける)汎用的能力がアイコンで提示されている。(アイコンの種類は下記参照)

- Literacy
- Numeracy
- Information and Communication Technology (ICT) Capability
- Critical and Creative Thinking
- Personal and Social Capability
- Ethical Understanding
- Intercultural Understanding

(出典) オーストラリア教育省HP (2015.10.26現在)
<http://www.australiancurriculum.edu.au/curriculum/overview>

諸外国のナショナル・カリキュラム等の例

(出典) イギリス教育雇用省HP (2015.10.26現在)
<https://www.gov.uk/national-curriculum>

英国のナショナル・カリキュラムの枠組み

- 1 . Introduction
- 2 . The school curriculum in England (カリキュラム編成の理念等)
- 3 . The national curriculum in England (ナショナル・カリキュラムの目的や構造等)
- 4 . Inclusion (特別のニーズを持った子供への配慮)
- 5 . Numeracy and mathematics
- 6 . Language and Literacy
(5 . 6 . が教科横断的に習得することが記述されている資質・能力にあたるものだと考えられる)
- 7 . Programmes of study and attainment targets

【学習領域】

【core subject】

English, mathematics, science

【Foundation subjects】

art and design, citizenship, computing, design and technology,
Languages, Geography, History, music, physical education

【例】History (歴史) の構成

Purpose of Study

Aims

Attainment targets

Subject content (key stage 1 , key stage 2 , key stage 3 , key stage 4)

カリキュラムは、key stage 1 (5歳～7歳), key stage 2 (7歳～11歳), key stage 3 (11歳～14歳), key stage 4 (14歳～16歳) の4段階に分かれている。

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム カリキュラムガイドの構成について

【例】Physics（物理）ガイドの構成

I B の使命

I B の学習者像 次頁以降に詳細

はじめに

- ・本資料の目的
- ・ディプロマプログラムとは
- ・科学の本質（NOS） 次頁以降に詳細

・「物理」の学習

・ねらい

・評価目標

シラバス

・シラバス概要

・「物理」の指導の方法

・シラバスの内容

評価

・ディプロマプログラムにおける評価

・評価の概要 - 標準レベル（SL）

・評価の概要 - 上級レベル（HL）

・外部評価

・内部評価

・グループ4プロジェクト

付録

・指示用語の解説

・参考文献

他の科目においても、概ね同じ構成である。

【国際バカロレア・ディプロマ・プログラム】

16歳～19歳を対象としたプログラムであり、所定のカリキュラムを2年間履修し、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能。原則として、英語、フランス語又はスペイン語で実施。

【カリキュラムガイドの構成】

国際バカロレア・ディプロマ・プログラムのカリキュラムガイドは、全ての科目において概ね左記のような構成となっている。

カリキュラムガイドにおいては、DPの概要を示した「ディプロマプログラムとは」、科学とは何か・科学的試みとは何か、科学の理解・客観性などについて説明した「科学の本質（NOS）」、11歳～16歳を対象としたミドル・イヤーズ・プログラム（MYP）との接続や、探究的な学習を行うTheory of Knowledgeとのつながりなどを示した「（科目）」の学習、「評価」の在り方などについて示している。

シラバスの概要や内容だけを示すのではなく、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの全体像を含め、各科目の計画、指導、評価を行うために必要な構成となっている。

カリキュラムガイドは、生徒や保護者に説明する際にも活用されている。

【参考】国際バカロレア（IB）の学習者像

（出典）国際バカロレア機構HP「IB Learner Profile」より文部科学省作成（2014/11/20アクセス）

すべてのIBプログラムは、国際的な視野をもつ人間の育成を目指しています。人類に共通する人間らしさと地球を共に守る責任を認識し、より良い、より平和な世界の構築に貢献する人間を育成します。IBの学習者として、私たちは次の目標に向かって努力します。

IBの学習者として、私たちは次の目標に向かって努力します。

探究する人

私たちは、好奇心を育み、探究し研究するスキルを身につけます。ひとりで学んだり、他の人々と共に学んだりします。熱意をもって学び、学ぶ喜びを生涯を通じてもち続けます。

知識のある人

私たちは、概念的な理解を深めて活用し、幅広い知識を探究します。地域社会やグローバル社会の重要な課題や考えに取り組みます。

考える人

私たちは、複雑な問題を分析し、責任ある行動をとるために、批判的かつ創造的に考えるスキルを活用します。率先して理性的で倫理的な判断を下します。

コミュニケーションができる人

私たちは、複数の言語やさまざまな方法を用いて、自信をもって創造的に自分自身を表現します。他の人々や他の集団のものの見方に注意深く耳を傾け、効果的に協力し合います。

信念をもつ人

私たちは、誠実かつ正直に、公正な考えと強い正義感をもって行動します。そして、あらゆる人々がもつ尊厳と権利を尊重して行動します。私たちは、自分自身の行動とそれに伴う結果に責任をもちます。

心を開く人

私たちは、自己の文化と個人的な経験の真価を正しく受け止めると同時に、他の人々の価値観や伝統の真価もまた正しく受け止めます。多様な視点を求め、価値を見だし、その経験を糧に成長しようと努めます。

思いやりのある人

私たちは、思いやりと共感、そして尊重の精神を示します。人の役に立ち、他の人々の生活や私たちを取り巻く世界を良くするために行動します。

挑戦する人

私たちは、不確実な事態に対し、熟慮と決断力をもって向き合います。ひとりで、または協力して新しい考えや方法を探究します。挑戦と変化に機知に富んだ方法で快活に取り組みます。

バランスのとれた人

私たちは、自分自身や他の人々の幸福にとって、私たちの生を構成する知性、身体、心のバランスをとることが大切だと理解しています。また、私たちが他の人々や、私たちが住むこの世界と相互に依存していることを認識しています。

振り返りができる人

私たちは、世界について、そして自分の考えや経験について、深く考察します。自分自身の学びと成長を促すため、自分の長所と短所を理解するよう努めます。

この「IBの学習者像」は、IBワールドスクール（IB認定校）が価値を置く人間性を10の人物像として表しています。こうした人物像は、個人や集団が地域社会や国、そしてグローバルなコミュニティの責任ある一員となることに資すると私たちは信じています。

【参考】科学の本質（NOS）について

「科学の本質」（NOS：nature of science）とは、「生物」「化学」「物理」の各科目に共通するテーマであり、「生物」「化学」「物理」のいずれの「指導の手引き」にも「科学の本質（NOS）」と題したセクションが設けられている。「科学の本質とは何か」を教師が理解するための参考として活用されており、21世紀における「科学の本質」とは何かについて包括的に説明されている。

「科学の本質」の各段落には、1.1、1.2などの番号がつけられており、シラバスには、サブピックごとに『科学の本質』（NOS）との関わり」の欄があり、関連する段落の番号と要点が明記されているとともに、どのように「科学の本質」を捉え、学習内容と結びつけるかの例も示されている。

1．科学とは何か・科学的試みとは何か

1.1. 科学は、「万物には、人間の感覚で認識でき、人間の理性で理解できる、自律的な外的現実性がある」ということを基本的な前提としています。

1.2. 純粋科学は、この万物について共通の理解に至ることを目的としています。……

：

2．科学の理解

2.1. 科学者は、「理論」「法則」「仮説」という概念を用います。……

2.2. 「理論」は、万物、または万物の一部がどのように機能しているかを示す統合的かつ包括的なモデルです。……

：

3．科学の客観性

3.1. データは、科学者に不可欠なものです。データには、定性的データと定量的データがあります。……

3.2. 反復測定を行い、大量の測定値を集めることは、収集データの信頼性を向上させます。……

：

4．科学の人間的な側面

4.1. 科学は、協働の要素の多い営みです。科学のコミュニティは、科学、工学、技術に従事する人々で構成されています。……

4.2. 「科学とは、心を開いて物事を受け入れる精神に富み、地域や文化、政治、国籍、年齢や性別から独立した存在である」という共通理解のもとに形成……

：

5．科学的リテラシーと科学に対する一般の人々の理解

5.1. 科学的知見や課題について社会的な判断をする際には、科学の本質に対する理解が欠かせません。……

5.2. 科学者は、特定の分野の専門家として、彼らが行き届く課題と知見を一般の人々に説明する立場にあります。……

：

育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程の編成に関する取組例

横浜市の例

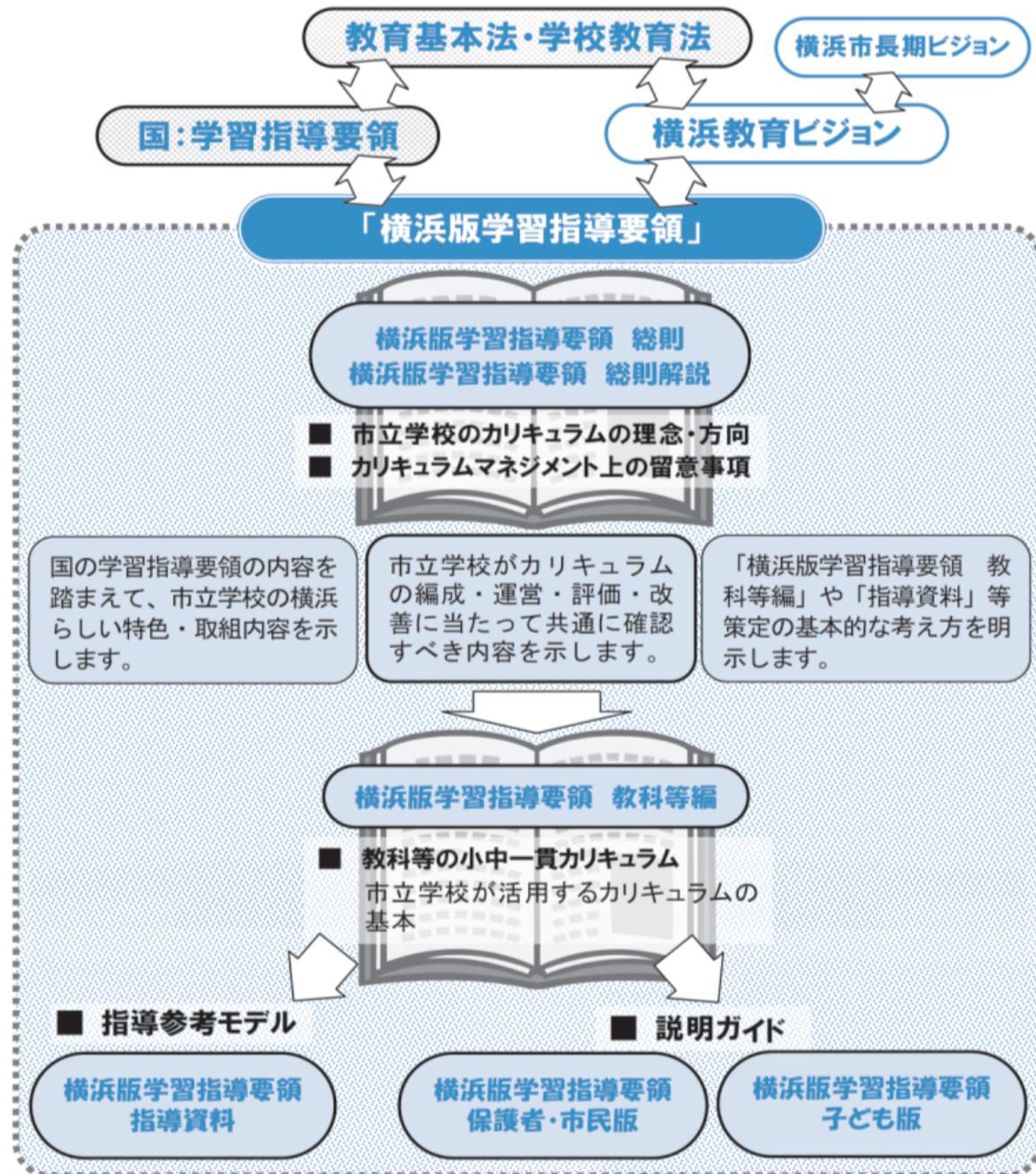
小・中学校で一貫して重点的に育成する資質能力を明確化し、市立学校の教育課程編成の基準として位置づけている

国の学習指導要領を踏まえたうえで、市の教育振興基本計画に示す目標を実現するため、市立学校のカリキュラムの理念・方向及び特色を示すものとして「横浜版学習指導要領」を作成。

学習指導要領の内容を踏まえて、市立小・中学校が一貫して取り組む内容と方向を示す、市立学校のカリキュラムの基準として位置づけ。

「総則編」では、“横浜の子ども”の姿の具現化に向けて、教科等の指導で重点的に育成する資質・能力を明確化（「重点的課題」）。
「教科等編」では、各教科の目標のほか、重点的課題に対して各教科等が担う役割等を記載。

「総則」「教科等編」「指導資料」に加え「こども・家庭版」「保護者・地域版」（リーフレット）を作成し、「横浜版学習指導要領」の目指すところや、家庭や地域において大事にすべきことについて説明している。

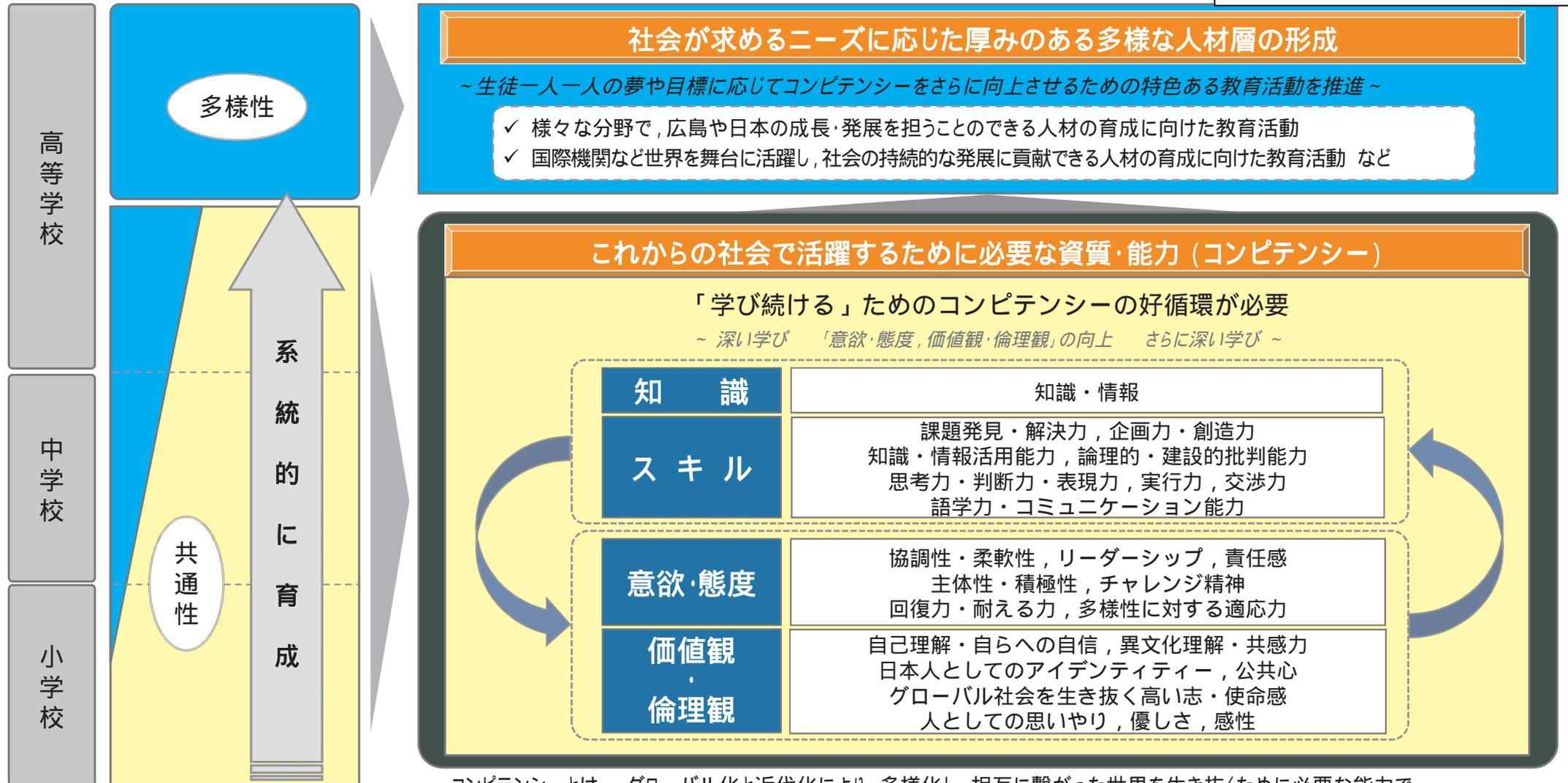


育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程の編成に関する取組例

広島県の例

県内の小、中、高等学校で育成すべき資質・能力を明確化し、それらの育成のための施策を総合的に講じることとしている。

平成27年3月11日第3回教育課程企画特別部会における発表資料より



コンピテンシーとは…グローバル化と近代化により、多様化し、相互に繋がった世界を生き抜くために必要な能力で、単なる知識や技能だけでなく、態度などを含む様々な資質・能力を活用して、複雑な要求(課題)に対応することができる実践的な力

[参考;H20.1中央教育審議会答申]

高等学校の教育課程の枠組みは、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮する必要がある

育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程の編成に関する取組例

新潟県上越市立 大手町小学校の例

教科横断的に育成すべき6つの資質・能力を定義し、その中心に「内省的な思考」（自らの考えを振り返り、これからの自分の在り方を考えようとする思考）を置き、教育課程を編成。

平成27年2月12日第2回
教育課程企画特別部会に
おける発表資料より作成

6つの資質・能力及びその自覚化を促す「内省的な思考」



自分の考えを振り返り、
これからの自分の在り方を
考えようとする

育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程の編成に関する取組例

福島県立ふたば未来学園高校の例

教員同士で議論を重ね、育成する資質・能力をルーブリックとして明確化して共有

福島県立ふたば未来学園高等学校 人材育成要件・ルーブリック(7 July 2015 Ver.)

学力概念	No	資質・能力・態度(まとめると)	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
知識 Knowledge "What we know"	A	社会的課題に関する知識・理解 一般常識や基礎学力をつけながら、世界・社会の状況の変化やその課題を理解するための知識を身に着ける。	地域や社会の成り立ちについての基礎的な知識を得る。	地域の復興に向けた課題や、目の前の課題についての基礎的な知識を得る。	環境・エネルギー問題など持続可能な社会実現に向けた課題や、世界の状況・課題について基礎的な知識を得る。	社会の課題について、習得した知識を深堀し、周辺情報や関連情報を集め理解する。	社会の課題について、目の前の課題と関係する知識を俯瞰してつなげ、人に説明できるレベルまで理解する。
	B	英語活用力 英語を使つてのコミュニケーションができるようになる。	英語でコミュニケーションをとろうとする関心・意欲・態度を持ち、自分のことについて英語で簡単に伝えられる。	自分の興味関心のあることや、地域について英語で説明できる。	地域や研究内容について、原稿を元に英語でスピーチし、簡単な質疑応答ができる。(CEFR B1レベル)	地域や研究内容について、即興で英語でスピーチし、意見交換ができる。(CEFR B2レベル)	地域や研究内容について、ストーリー、データ、事例などを交えながら英語で説得力を持って主張し、議論できる。(CEFR C1レベル)
技能(スキル・コンピテンシー) Skills "How we use what we know"	C	思考・創造力 物事を論理的に考え、批判的思考で掘り下げ、スケールの大きな考え方ができる。	与えられた情報を整理できる。	目の前にある課題やその解決のための内容を論理的に掘り下げて考えることができる。	メディアを活用して情報を集め、情報を分析・評価・活用しながら課題を発見したり設定できる。	現実と理想の差を踏まえながら、広い視野・大きなスケールで既知の事実について批判的に考えることができる。	未知のことについても粘り強く考え、自分の考えや常識にとらわれずに創造的に考え、新たなアイデアを生み出せる。
	D	表現・発信力 どのような場でも臆することなく自分の考えを発信でき、他者の共感を引き出せる。	自分の意見や考えを、集団の前で話すことができる。	突然指名されたときでも憶せず、集団の前で、自分の意見や考えを相手に伝えるように表現することができる。	ICTを活用したり、データや事例を紹介しながら、自分の意見や考えを相手に伝えることができる。	多様な人々へ、相手の立場や背景を考えながら分かりやすく伝えることができる。	多様な人々へ、 熱意とストーリーを持って腑に落ちる形で説得力ある発信 を行い、共感を得ることができる。
	E	他者との協働力 異文化・異なる感覚の人・異年齢等乗り越え、仲間と協力・協働しながら互いに高めあえる行動が取れる。	集団や他者の中で、決められたことや指示されたことに一人で取り組むことができる。	集団や他者の中で、自分の役割を見つけ、個性を活かしながら行動でき、身近なメンバーの支援もできる。	集団や他者の中で、他者の良さに共感し、新たなものを取り入れながら、共通の目標に向かって活動を進めることができる。	集団や他者の中で、互いに良い部分を引き出しながら、win-winの関係を作ることができる。ICTを活用して協働を促進することができる。	文化や国境を越えて 、社会を変革する行動にうつし、互いに高めあう 同志としての関係をつくれる。
	F	マネジメント力 自分や組織での取り組みを計画性を持って進めることができる。	指示を受けながら作業を実施できる。	指示を待たず、自発的かつ責任を持って自分の作業を実施することができる。	全体にとって必要な作業を見出し、自分の作業に優先順位をつけて、複数の課題に同時に対処することができる。	作業の繋がりが、全体スケジュールを意識し、チームやメンバーで作業を適切に役割分担できる。	今後のスケジュールやリスクを把握して、リスクへの対応策をチームで確認しながら進めることができる。
人格(キャラクター・センス) Character "How we engage in the world"	G	前向き・責任感・チャレンジ 自分を意味ある存在として考え自信を持ち、課題解決のために自分の役割を見つけ、全力で取り組み、決してあきらめず遂行できる。	自分を意味ある存在として考え、物事をポジティブに捉えることができる。	自分に自信を持ち、目の前の課題を自分のこととして好意的に捉えて、主体的に取り組める。	集団や他者の中で、自分の役割を見つけことができ、すぐに解決方法が分からなくても考え続けることができる。	困難にぶつかっても自分の責任を果たす努力をし、困難克服のために、前向きにチャレンジし、まず行動できる。	困難にぶつかっても逃げずに自分の責任を果たし、失敗してもその失敗を糧とできる。
	H	寛容さ 異文化や考えの違う他者を受け入れ、思いやるあたたかさを持ち、協調して共に高めようとするができる。	集団や他者の中で、他者を気づかえる。	集団や他者の中で、相手の立場や考えを想像し、共感できる。	集団や他者に対して、思いやりをもって行動し、周囲の幸せを考えることができる。	考えの違う他者に対して、ユーモアを持って接するなど、他者との違いを楽しめる。社会や環境の変化を前向きに捉えられる。	考えの違う他者の意見や存在を、自分や社会をより良くしていくための重要なものと考えて 受け入れられる。
	I	能動的市民性 社会を支える当事者としての意識を持ち、地域や国内外の未来を真剣に考えることができる。	所属する集団の一員としての自覚を持つ。	社会の一員としての自覚を持ち、社会の抱える問題に目を向けようとする。	社会をより良くしようと、社会の主体としての意識を持ち、社会がより良くなるための考えを持つことができる。	社会に貢献しようとする意欲と自分の価値観を持ち、自ら社会に影響を及ぼそうとする。	社会・未来を良くしようとする 志 を持ち、自分自身の意見を他者に真剣に語るができる。
自らを振り返り変えていく力(メタ認知) Metacognition "How we reflect and learn"	J	自分を変える力 自分の言動や行動を俯瞰して見つめ直し、常に改善しようとする意識を持ち、次の行動に繋げることができる。	自分を向上させるために、自分自身で目標を立てることができる。	自分を向上させるために、自分の目標と現実の差を見つめることができる。	自分の目標に近づく方策を考え自ら行動することができる。	自分の目標の達成のための行動を、常に自分自身で見直して反省しながら、学び続け、次の行動につなげて取り組むことができる。	社会の中で自分の役割や意義を俯瞰して考え、自分の目標と関連づけて大高的に行動できる。

言語活動の充実について

現行学習指導要領では、「確かな学力」，特に「思考力・判断力・表現力等」を育み，各教科等の目標を実現するための手立てとして，言語活動の充実について規定

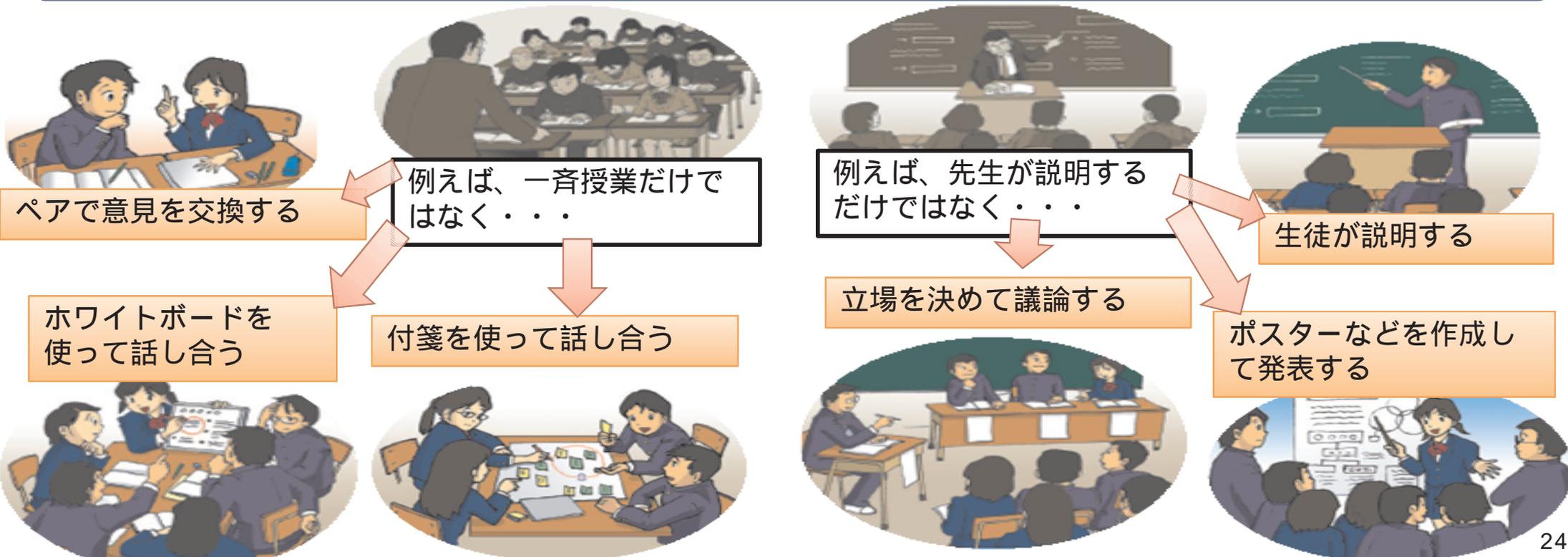
小学校学習指導要領 総則 (中学校・高等学校においても同様)

第1 教育課程編成の一般方針

学校の教育活動を進めるに当たっては，各学校において，児童に生きる力をはぐくむことを目指し，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくむとともに，主体的に学習に取り組む態度を養い，個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際，児童の発達の段階を考慮して，児童の言語活動を充実するとともに，家庭との連携を図りながら，児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2(1) 各教科等の指導に当たっては，児童の思考力，判断力，表現力等をはぐくむ観点から，基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに，言語に対する関心や理解を深め，言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え，児童の言語活動を充実すること。



言語活動の充実について

～言語活動の検証・改善のための有識者との意見交換（平成26年10月10日,31日）より～

1. 言語活動の位置付け

習得、活用、探究のいずれの場面においても、各教科における学習活動の基盤となるのは言語の能力。豊かな心を育むことや人間関係を形成する上でも重要。

平成20年中央教育審議会答申では、思考力・判断力・表現力を育むために各教科に必要な学習活動の例として右の6点を示し、これらの学習活動の基盤となるものは、広い意味での言語であるとした。

こうした力の育成は、国語科だけでなく、すべての教科で取り組まれるべきもの。現行学習指導要領において初めて求められたものではなく、従前から、国語科をはじめ各教科等において学習活動の重要な要素として取り組まれてきた。

思考力・判断力・表現力を育むために
各教科に必要な学習活動の例

体験から感じ取ったことを表現する
事実を正確に理解し伝達する
概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする
情報を分析・評価し、論述する
課題について、構想を立て実践し、評価・改善する
互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる

2. 成果と課題

<成果>

多くの小・中学校で言語活動を意識した活動に取り組んでいる

言語活動の充実が児童生徒の学力の定着に寄与している

（全国学力・学習状況調査の結果）

<課題>

言語活動についての目的意識や、教科等の学習過程における位置づけが不明確であったり、指導計画等に効果的に位置付けられていないことがある

- ・単なる話合いにとどまり形骸化している例
- ・言語活動を行うことが目的化している例 など

言語活動を行うことに負担を感じている教師や、時間を確保することが困難と考えている教師が少なくない

3. 言語活動の今後の方向性

各教科等の教育目標を実現するため、見通しを立て、主体的に課題の発見・解決に取り組み、振り返るといった学習の過程において、言語活動を効果的に位置づけ、そのねらいを明確に示すことが必要。アクティブ・ラーニングを構成する学習活動の要素を検討する際も、言語が学習活動の基盤となるものであることを踏まえた検討が必要。

- ・「その活動で何を実現しようとするのか」という観点から、授業中での言語活動の位置付けを一層明確にすること
- ・数学的活動や、理科や社会などの問題解決的・探究的な活動など、各教科の学習の過程において、言語活動を効果的に位置付けること
- ・言語活動が学びを深めるものとするためには、授業の冒頭に見通しを持たせ、最後に振り返りをすることの重要性について理解を徹底することが必要

言語活動により時数の確保が難しくなるという見方もあるが、学年等を超えて長期的に言語活動を行う能力の育成を積み重ねていくことにより、一層効果的で効率的な学習が可能となるという視点も重要。

継続して言語活動に取り組むことで、児童生徒の言語活動を行う能力が高くなるとともに、言語活動を意識することにより目標・内容と学習活動の関係が明確となり、言語活動を取り入れた方が従来よりも学習が早く進み、学習に要する時間が短縮できるという考え方を重視することが必要。

教員の資質向上も含め、学校が全体として取組を進められるよう、教育委員会や大学等による支援や環境整備等を行いながら、今後さらなる充実が図られるようにしていくべきである。

道徳の時間の課題例

学校間や教師間の差が大きく、例えば次のような課題が見られることも。

「道徳の時間」は、各教科等に比べて軽視されがち
読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導

発達の段階などを十分に踏まえず、児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「特別の教科 道徳」(「道徳科」)(引き続き週1時間)として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正

具体的なポイント

- ☑ 道徳科に検定教科書を導入
 - ☑ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善・「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
 - ☑ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
 - ☑ 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握
- 私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「考え、議論する」道徳科への転換により児童生徒の道徳性を育む

平成27年度から、一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組可能

今後

- ☑ 教員の指導力向上のため、教員養成や研修の充実等について検討
- ☑ 評価について専門家会議を設け、専門的に検討

小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して「道徳科」を実施

審議の背景

「学校安全の推進に関する計画」(H24.4閣議決定)

1. 安全教育の充実

安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点
教育手法の改善
安全教育に係る時間の確保
避難訓練の在り方
児童生徒等の状況にあわせた安全教育

等

2. 学校の施設及び設備の整備充実 3. 組織的取組の推進 4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

直近では、火山災害、台風や大雨による土砂災害の発生、事件・事故災害の発生等

次期学習指導要領改訂を見据え、安全教育の充実に係る方策や手立てに係る検討の視点を明確にする。

審議のまとめ

第7期中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会学校安全部会

1. 安全教育の目標

学習指導要領の総則や解説等における安全教育の目標の明確化と安全教育の目標と各教科等の目標との関係性等の明示を検討
自らの命は自ら守る自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成

研究開発学校や教育課程特例校、ISS(インターナショナルセーフスクール)などの実践的取組も参考にしながら、育成する資質・能力及び教育活動や評価について明確化する必要。

3. 安全教育の評価

安全に対する意識・態度を評価する指標作り
学校評価など家庭や地域を巻き込む形での評価等
を検討

2. 安全教育の内容

学習指導要領の総則や解説等において、安全教育の中核となる教科等と、各教科等の役割と関係性を系統的に示すとともに各教科等における安全に関する内容の充実を図ることを検討

安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であり、そのための時間の確保などの議題について教育課程全体の議論の中で検討

(方策例)

- ・総合的な学習の時間の学習活動の例示として安全教育を追記
- ・特別活動の学級活動において防災や防犯に関する安全指導を行うことを明確に位置付け
- ・高等学校段階で検討される「社会との関わりの中で主体的に生きる力を育成することをねらいとした新科目」における内容の確保
- ・危険予測や回避に係る教育の充実
- ・地域や自治体等との合同訓練を含め実践的な訓練等の推進
- ・安全教育を新たな教科等として位置づけることの必要性について引き続き検討

4. 安全教育を行う上での環境整備 : 安全教育に係る教材整備、教員養成、研修、校内体制の整備、安全教育の充実に応じた安全管理体制の整備は重要であり、引き続き検討

次期学習指導要領に向けた教育課程全体の見直しの議論等の中で引き続き検討

安全教育については、各学校において確実に実施されることが重要であり、研究開発学校等における実践の状況も踏まえつつ、そのための時間の確保、指導内容のまとまりや系統性、中核となる教科等を位置付けることの効果・影響、教材の在り方、学習評価の在り方などの諸課題について検討。

防災教育を含む安全教育の今後の在り方について(検討素案)

安全教育・防災教育に関する指導内容の充実

- ・防災教育を含む安全教育を通じて育成すべき資質・能力を明確化し、その育成に必要な各教科等における指導内容を系統的に示す。
- ・また、教育課程の全体構造を念頭に置きながら、各教科等において、下記の点について充実を図る。

小学校

- ・災害発生時の行動や、基本的な交通ルール等についての指導の充実【生活科】
- ・災害における地方公共団体の働き、地域の人々の工夫や努力、地理的・歴史的観点を踏まえた災害に関する理解、防災情報に基づく適切な行動の在り方等に関する指導の充実【社会科】
- ・身近な地域における自然災害の危険性の理解に関する指導の充実【理科】
- ・日常的なけがの手当の充実や、危険予測・回避能力の育成【体育科】
- ・安全指導や避難訓練のさらなる充実、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】

中学校

- ・地域社会における安全、防災上の災害要因や事故防止の理解、空間情報に基づく危険の予測に関する指導の充実【社会科(地理的分野)】
- ・安全・安心な社会づくりや、防災情報の発信・活用に関する指導の充実【社会科(公民的分野)】
- ・自然災害の原因、地域における自然災害の危険性、減災に関する指導の充実【理科(地学分野)】
- ・犯罪被害の予防など、我が国の犯罪の現状理解と予防に関する指導の充実【保健体育科】
- ・安全指導や避難訓練のさらなる充実、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】

高等学校

- ・安全・安心な地域づくりへの参画や、防災関係制度に関する知識、現代的課題等の理解に関する指導の実施【公民科】
- ・自然災害の原因、地域における自然災害の予測、防災に関する指導の充実【理科(地学分野)】
- ・我が国の犯罪の現状と安全対策や、安全な情報の選択・活用による犯罪被害防止などに関する指導の充実【保健体育科】
- ・安全指導や避難訓練のさらなる充実、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】

主体的に行動する態度や、共助・公助に関する教育の充実

- ・学んだことが「主体的に行動する態度」につながるよう、「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)」の視点から、学習・指導方法の改善を図る。
- ・総合的な学習の時間において、安全教育・防災教育に関する学習活動の充実を図るため、事例の普及等を図る。
- ・道徳も含めた各教科等における指導が、共助・公助の観点から育成したい資質・能力に結びつくよう、指導の充実を図る。

情報教育の目標としての「情報活用能力」の育成

臨時教育審議会(昭和60年9月～62年12月)において、情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的資質(「情報活用能力」)を読み、書き、算盤に並ぶ基礎・基本と位置付けた

情報活用能力は、小・中・高等学校の各教科等を通じて育成させるもの。

3観点(情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度)相互に関連を図りながらバランスよく指導することが重要。

A 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

B 情報の科学的な理解

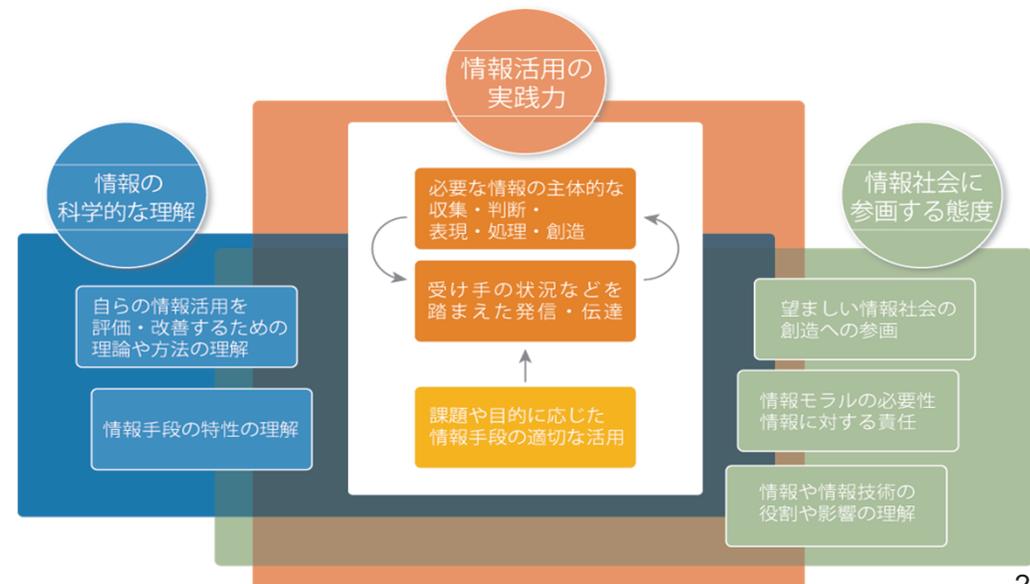
情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

C 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
情報モラルの必要性や情報に対する責任
望ましい情報社会に創造に参画しようとする態度



「情報活用能力調査」について

調査の趣旨

児童生徒の情報活用能力の実態の把握，学習指導の改善
次期学習指導要領改訂の検討のためのデータを収集

出題内容

- ・情報を収集・読み取り・整理・解釈する力
- ・受け手の状況などを踏まえて発信・伝達する力

} コンピュータ
を使用して調査

	情報活用能力調査		質問(紙)調査	
	実施の有無	調査方法 (調査時間)	実施の有無	調査方法
児童生徒		コンピュータ 小学校(16問/60分) 中学校(16問/68分)		コンピュータ
教員	-	-		質問紙
学校(校長)	-	-		質問紙

調査対象： 小学校第5学年(116校 3343人)・中学校第2学年(104校 3338人)
調査時期： 平成25年10月から平成26年1月

児童生徒の情報活用能力に関する傾向

小学生について、整理された情報を読み取ることはできるが
複数のウェブページから目的に応じて、特定の情報を見つけ
出し、関連付けることに課題がある。

また、情報を整理し、解釈することや受け手の状況に応じ
て情報発信することに課題がある。

中学生について、整理された情報を読み取ることはできる
が、複数のウェブページから目的に応じて、特定の情報を見
つけ出し、関連付けることに課題がある。

また、一覧表示された情報を整理・解釈することはできるが、
複数ウェブページの情報を整理・解釈することや、受け手の
状況に応じて情報発信することに課題がある。

	調査問題内容	通過率(%)
小学校	整理された複数の発言者の情報の正誤を読み取る問題	62.4
	複数のウェブページから情報を見つけ出し、関連付ける問題	9.7
	一覧表示された複数のカードにある情報を整理・解釈する問題	17.9
	2つのウェブページから共通している複数の情報を整理・解釈する問題	16.3
	プレゼンテーションソフトにて 画像を活用してスライドを作成する問題	33.3

	調査問題内容	通過率(%)
中学校	整理された複数の見学地の情報の共通点を読み取る問題	84.3
	複数のウェブページから情報を見つけ出し、関連付ける問題	43.7
	一覧表示された複数の情報を、提示された条件をもとに整理・解釈する問題	76.4
	複数のウェブページから目的に応じて情報を整理・解釈する問題	12.2
	プレゼンテーションソフトにて文字や画像を活用してスライドを作成する問題	39.1

ローマ字入力に関して、小学生については、濁音・半濁音、促音の組合せからなる単語の入力に時間を要している傾向がある。中学生については、ひらがなとアルファベットの入力切替えに時間を要している傾向がある。(1分間当たりの文字入力数 小:5.9文字 中:17.4文字)

「情報活用能力調査」について

児童生徒の情報活用能力に関する傾向

- ・小学生については、自分に関する個人情報の保護について理解しているが、他人の写真をインターネット上に無断公表するなどの他人の情報の取扱いについての理解に課題がある。
- ・中学生については、不正請求メールの危険性への対処についての理解に課題がある。

図表1-4 小学校 ブログ上での情報発信において
自他の情報の取扱いで問題のある点を選択する問題

情報の取扱いについて問題のある点	選択した者の割合 (%)
個人情報(学校名, 学級名及び出席番号)の取扱い	73.0
他人の写った写真の取扱い(肖像権)	41.2
住所を教えて欲しいという見知らぬ他人からの書き込み	47.6

図表1-5 中学校 不正請求メールへの対応で不適切な項目を選択する問題

不適切な項目	選択した者の割合 (%)
メールに返信する	50.4
入金後URLから退会手続きをする	43.9
問い合わせ先に電話して抗議する	38.5

3観点・能力別カテゴリー別傾向(B.情報の科学的な理解)

- ・小学生については、電子掲示板における情報の伝わり方や広がり方について理解している。
- ・中学生については、SNSの特性についての理解に課題が見られる。また、自動制御に関する情報処理の手順についての理解に課題が見られる。

図表1-18 小学校 電子掲示板の特性を選択する問題

通過率 (%)	問題形式
71.9	選択式(択一)

図表1-19 中学校 SNSの特性を記述する問題

情報手段の特性の理解 (%)	問題形式
26.7 SNSの特性について 記述できた者の割合	記述式 + 操作

図表1-20 中学校 処理手順のフローチャートを作成する問題

通過率 (%)	問題形式
17.9	操作

(中央教育審議会 平成23年1月31日答申)

キャリア教育・職業教育の課題と基本的方向性

1. 若者の現状・・・大きな困難に直面

産業構造や就業構造の変化、職業に関する教育に対する社会の認識、子ども・若者の変化等、社会全体を通じた構造的問題が存在。

「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていない。

- ・ 完全失業率 約9%
- ・ 非正規雇用率 約32%
- ・ 無業者 約63万人
- ・ 早期離職 高卒4割、大卒3割、短大等卒4割

「社会的・職業的自立」に向けて様々な課題が見られる。

- ・ コミュニケーション能力等職業人としての基本的能力の低下
- ・ 職業意識・職業観の未熟さ
- ・ 進路意識・目的意識が希薄な進学者の増加



若者個人のみの問題ではなく、社会を構成する各界が互いに役割を認識し、一体となり対応することが必要。

その中で、**学校教育は、重要な役割を果たすものであり、キャリア教育・職業教育を充実していかなければならない。**

2. キャリア教育・職業教育の基本的方向性

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア(注1)発達を促す教育

- **幼児期の教育から高等教育まで、発達の段階に応じ体系的に実施**
- 様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力(注2)を中心に育成

職業教育

一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育

- **実践的な職業教育を充実**
- **職業教育の意義を再評価することが必要**

生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援

生涯にわたる社会人・職業人としてのキャリア形成(社会・職業へ移行した後の学習者や、中途退学者・無業者等)を支援する機能を充実することが必要

家庭、地域・社会、企業、経済団体職能団体、NPO等と連携
各界が各々役割を發揮し、一体となった取組が重要

(注1) キャリア: 人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね

(注2) 基礎的・汎用的能力: 人間関係形成・社会形成能力 自己理解・自己管理能力
課題対応能力 キャリアプランニング能力

発達段階に応じた体系的なキャリア教育

1. 基本的な考え方と充実方策

(1) 基本的な考え方

社会的・職業的自立に向けて必要な**基盤となる能力・態度を育成する、幼児期の教育から高等教育までの体系的な取組**

子ども・若者**一人一人の発達状況の的確な把握と**きめ細かな支援

能力や態度の育成を通じた**勤労観・職業観等の価値観の自己形成・自己確立**

(2) 充実方策

教育方針の明確化と教育課程への位置付け

重視すべき教育内容・教育方法と評価・改善

- ・多様で幅広い他者との人間関係形成等のための場や機会の設定
- ・経済・社会の仕組みや労働者としての権利・義務等についての理解の促進
- ・体験的な学習活動の効果的な活用
- ・キャリア教育における学習状況の振り返りと、教育活動の評価・改善の実施

教職員の意識・指導力向上と実施体制の整備

2. 各学校段階の推進の主なポイント

幼児期

自発的・主体的な活動を促す

小学校

社会性、自主性・自律性、関心・意欲等を養う

中学校

社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等を考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度を育成し、進路の選択・決定に導く

後期中等教育

後期中等教育修了までに、**生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成**
またこれを通じ、**勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立する**

高等教育

後期中等教育修了までを基礎に、学校から社会・職業への移行を見据え、教育課程の内外での学習や活動を通じ、高等教育全般においてキャリア教育を充実する

特別支援教育

個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で行う

後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育

1. 課題と基本的な考え方

(1) 課題

高等学校 普通科

進路意識・目的意識が希薄
他学科に比べ厳しい就職状況

高等学校 専門学科

約半数が進学する高等教育との接続を視野に入れた
職業教育の充実
専門的な知識・技能の高度化や職業の多様化

高等学校 総合学科

生徒の安易な科目選択、教職員の負担
教職員や中学生・保護者の理解が不十分

特別支援学校 高等部

厳しい就職状況（卒業者のうち就職割合は2割強）

専修学校 高等課程

生徒の実態を踏まえた多様な学習ニーズへの対応

(2) 基本的な考え方

卒業時の主な年齢である**18歳は、社会人・職業人としての自立が迫られる時期**

生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力・態度を育成、勤労観・職業観等を自ら形成・確立

2. 各後期中等教育機関における推進の主なポイント

高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育

- ・ キャリア教育の中核となる教科等の明確化の検討
- ・ 就業体験活動の効果的な活用
- ・ 普通科における職業科目の履修機会の確保
- ・ 進路指導の実践の改善・充実

高等学校 専門学科における職業教育

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の定着と問題解決能力等の育成
- ・ 長期実習等、実践的な教育活動の実施、実務経験者の登用
- ・ 地域や産業圏との密接な連携による学科整備・教育課程編成
- ・ 専攻科の在り方と高等教育機関との接続
(具体的基準等の明確化、高等教育機関への編入学等の検討)

高等学校 総合学科

- ・ 目的意識等を持たせる教育活動の充実
- ・ 中学生・保護者や教職員の理解促進
- ・ 多様な学習機会を保障するための教員配置等条件整備

特別支援学校 高等部

- ・ 就業につながる職業教育に関する教育課程の見直し
- ・ 就業に向けた支援方法の開発、職場体験活動の機会拡大
- ・ 専攻科の在り方と高等教育機関との接続

専修学校 高等課程

- ・ 幅のある知識・技能や基礎的・汎用的能力の育成
- ・ 「単位制学科」や「通信制学科」の制度化の検討

1. 「ESD(持続可能な開発のための教育)」とは？

ESD = Education for Sustainable Developmentの略。

持続可能な社会の担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育。

2. 「国連ESDの10年」(UNDESD)について

(United Nations Decade of Education for Sustainable Development)

- 2002年 ヨハネスブルクサミットで我が国が提案
- 2002年 国連決議（第57回総会）
 - ・ 2005～2014年の10年
 - ・ ユネスコを主導機関に指名
- 2005年 DESD国際実施計画をユネスコにて策定
- 2009年 ESD世界会議（ボン）
 - ・ ボン宣言の採択
- 2014年 持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議（愛知県・名古屋市 / 岡山市）



3. グローバル・アクション・プログラム(GAP)について

- 2013年 第37回ユネスコ総会にて採択
- 2014年 第69回国連総会にて採択
- **2015年～2019年 グローバル・アクション・プログラム（GAP）に基づいたESDの推進**

各学校における個に応じた指導の実施状況（公立小・中学校）

個に応じた指導を実施する学校の割合

（複数回答）

	A 少人数指導	B 複数の教師が 協力して指導	C その他	※実施学校
小学校	61.7%	77.6%	22.4%	91.5%
中学校	63.6%	78.2%	12.7%	94.5%

その他…一人の教師が、個人や学習集団によって異なる課題等を与えるなどの指導を行う場合など、A又はB以外の方法で個に応じた指導を実施する場合。

個に応じた指導の実施方法

（複数回答）

	小学校	中学校
理解や習熟の程度に応じた指導を実施する学校	82.9%	78.9%
補充的な学習を取り入れた指導を実施する学校	65.8%	60.4%
発展的な学習を取り入れた指導を実施する学校	35.1%	30.9%
課題別、興味・関心別の指導を実施する学校	18.3%	12.5%
上記以外の方法により個に応じた指導を実施する学校数	14.2%	18.9%

教科等の担任制の実施状況(公立小学校)

(複数回答)

学年 \ 教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	0.5%		0.6%		0.5%	9.2%	3.5%		3.4%	
第2学年	1.3%		1.0%		0.9%	15.9%	7.1%		4.4%	
第3学年	2.5%	3.6%	2.2%	15.9%		34.9%	13.9%		5.0%	
第4学年	2.9%	5.0%	2.5%	24.3%		43.0%	17.3%		5.8%	
第5学年	3.7%	11.4%	4.2%	37.3%		49.2%	18.6%	27.8%	8.1%	5.8%
第6学年	3.8%	12.4%	4.1%	40.2%		51.1%	19.1%	29.6%	8.6%	6.2%

 は、15%以上

ここでの教科等の担任制とは、左記の教科等について、年間を通じて教科等担任制を実施するものをいう。

教員の得意分野を生かして実施するものや、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。

外部人材の活用状況

(複数回答)

	各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習 の時間	特別活動
小学校	63.2%	16.8%	57.1%	85.7%	41.1%
中学校	39.9%	20.0%		78.7%	30.3%

以下の教科等について、外部人材の活用を行っている、又は行う予定がある学校の割合を示している。

教育効果の高い学校での取組み

児童生徒の家庭の社会経済的背景から見込まれる学力を大きく上回っている学校においては、表現力・課題探究力の向上、授業スタイル、家庭学習の指導、学力調査の活用、少人数・TT・補充学習、学校外リソースの活用、実践的研修・研修成果の活用、といった観点で様々な取組みを行っている。

1. 表現力・課題探究力の向上

例：児童が自分で調べたことや考えたことをわかりやすく文章に書かせる指導

小学校 国語A	よく行った	どちらかといえば行った	あまり行っていない
教育効果の高い学校*	53.3%	43.3%	3.3%
教育効果の低い学校*	26.7%	53.3%	20.0%

2. 授業スタイル

例：授業最後に学習したことを振り返る活動を計画的に取り入れた

小学校 算数A	よく行った	どちらかといえば行った	あまり行っていない
教育効果の高い学校	63.3%	30.0%	6.7%
教育効果の低い学校	26.7%	66.7%	6.7%

3. 家庭学習の指導

例：算数の指導として、家庭学習の課題の与え方について、教職員で共通理解を図ったか

小学校 算数B	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
教育効果の高い学校	63.3%	23.3%	13.3%	0.0%
教育効果の低い学校	23.3%	50.0%	23.3%	3.3%

「教育効果の高い学校」：学校レベルのSESから見込まれる学力を大きく上回る学校(上位30校)

「教育効果の低い学校」：学校レベルのSESから見込まれる学力を大きく下回る学校(下位30校)

(SES (socio-economic status)とは、家庭の社会経済的背景。家庭所得、父親学歴、母親学歴の3つの変数を合成した指標。)

【教育効果の高い学校での取組み】

- ・朝読書などの一斉読書の時間を週に1回以上定期的に設けた、学級やグループで話し合う活動を授業などで行った、学級全員で取り組んだり挑戦したりする課題やテーマを与えた
- ・児童に将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした、総合的な学習の時間で、課題の設定から始まる探究の過程を意識した指導をした
- ・児童・生徒の発言や活動の時間を確保して授業を進めた、児童・生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導をした
- ・言語活動に重点を置いた指導計画を作成している

【教育効果の高い学校での取組み】

- ・授業の冒頭で目標(めあて・ねらい)を児童に示す活動を計画的に取り入れた
- ・授業の最後に学習したことを振り返る活動を計画的に取り入れた
- ・学習方法(適切にノートをとるなど)に関する指導をした

【教育効果の高い学校での取組み】

- ・国語・算数の指導として、家庭学習の課題の与え方について、教職員で共通理解を図った
- ・家庭での学習方法等を具体例を挙げながら教えた(国・算共通)
- ・家庭学習の課題(長期休業の課題除く)について、評価・指導
- ・国語・数学の指導として、前年度までに、家庭学習の課題(宿題)を与えた

教育効果の高い学校での取組み

4. 学力調査の活用

例: 全国学力状況調査等の結果を学校全体で教育活動を改善するために活用したか

小学校 国語A	よく行った	どちらかといえ ば行った	あまり行って いない
教育効果の高い学校	40.0%	56.7%	3.3%
教育効果の低い学校	20.0%	63.3%	16.7%

【教育効果の高い学校での取組み】

・平成24年度全国学力・学習状況調査や独自の調査等の結果を、**学校全体で教育活動を改善するために活用した**
 平成24年度全国学力・学習状況調査や独自の調査等の結果について、**保護者や地域の人たちに公表や説明をした**
 平成24年度全国学力・学習状況調査、独自調査や学校評価の結果等を踏まえた**学力向上の取組を保護者等に働きかけた**

5. 少人数・TT・補充学習

例: 算数の授業において、習熟度別の少人数指導を行うに当たって、学習集団をどう編成したか。

小学校 算数A	1学級を2つ以上 の学習集団 に分けた	複数の学級から、学級 とは別の2つ以上の学習 集団に分けた	習熟度別の少 人数指導を 行っていない
教育効果の高い学校	66.7%	20.0%	13.3%
教育効果の低い学校	36.7%	13.3%	50.0%

【教育効果の高い学校での取組み】

・算数の授業において、**習熟度別の少人数指導**を行うに当たって、**1つの学級を2つ以上の学習集団に分けた**
第4学年のときに、算数の授業において、チームティーチングによる指導を多く行った
数学の指導として補充的な学習の指導を行った

6. 学校外リソースの活用

例: 地域の人材を外部講師として招聘した授業を行ったか

中学校 国語B	よく行った	どちらかといえ ば行った	あまり行っ ていない	まったく 行っていない
教育効果の高い学校	26.7%	36.7%	30.0%	6.7%
教育効果の低い学校	6.7%	26.7%	40.0%	26.7%

【教育効果の高い学校での取組み】

・保護者からの意見や要望を聞くために、学校として懇談会の開催やアンケート調査を多く実施した
 ・ボランティア等による授業サポート(補助)を行った
 ・博物館や科学館、図書館を利用した授業を行った
 ・地域の人材を外部講師として招聘した授業を行った

7. 実践的研修・研修成果の活用

例: 教職員が校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させているか。

中学校 国語A	よくしている	どちらかといえ ばしている	あまりして いない
教育効果の高い学校	43.3%	50.0%	6.7%
教育効果の低い学校	3.3%	80.0%	16.7%

【教育効果の高い学校での取組み】

・平成24年度全国学力・学習状況調査や独自の調査等の結果を、**学校全体で教育活動を改善するために活用した**
 ・平成24年度全国学力・学習状況調査や独自の調査等の結果について、**保護者や地域の人たちに公表や説明をした**
 ・平成24年度全国学力・学習状況調査、独自調査や学校評価の結果等を踏まえた**学力向上の取組を保護者等に働きかけた**

必修教科・科目について

- ・卒業に必要な74単位のうち、全学科共通で必修及び選択必修の教科・科目の単位数は、最低で38単位。
(専門学科においては、これに加えて専門教科・科目25単位以上が必要。)
- ・実際には、多くの学校で90単位程度の授業を開講している。
(標準単位数よりも多い単位数を設定することや、下記の学校設定教科・科目の設定などによる)

学校設定教科・科目

学校は地域，学校及び生徒の実態，学科の特色等に応じ，特色ある教育課程の編成に資するよう，学習指導要領に定められた教科及び科目のほかに、独自の教科及び科目を設けることができる。

(普通科の場合、卒業までに修得させる単位数に含めることができる単位数は20単位まで)

学校設定教科・科目の例

- ・地域の自然、特産等に関する教科・科目
「学」「文化」「観光」など
(具体例)
「い草」(熊本県立八代農業高校)「そば」(北海道幌加内高校)
- ・各教科の発展的な学習を行う科目
「研究」「発展」など
- ・必修科目の前により基礎的な学習を行う科目
「基礎」「ベーシック」など
- ・教科横断的な探究学習等を行う教科・科目
「課題研究」「探究」など
- ・スーパーサイエンスハイスクール、スーパーグローバルハイスクールとして取り組む教科・科目
「スーパーサイエンス」「グローバル」など
- ・自己認識、学習方法、思考力等に関する教科・科目 等

高校在学中における大学等の授業の受講

校長は、生徒の大学等における学習を当該高等学校における科目の履修として単位認定することができる。多くの大学等で、高校在学中に大学の授業を履修した場合、入学後に既習単位として認定している。

(実績)

- ・364校の高校が、大学等での履修を高校の単位として認定(H25年度)
- ・562校の大学(79.2%)において既習単位として認定(H24年度)、79大学2,089人が認定されている。

多様な学習成果等の単位認定

校長は、生徒の以下のような学習を当該高等学校における科目の履修として単位認定することができる。(36単位を上限とする)

- ・他の高校の授業の履修(学校教育法施行規則第97条第1項)
- ・知識・技能審査の合格に係る学修(同第2号)
- ・ボランティア・スポーツ・職業体験(同第3号)

(平成25年度実績)

他の高校での履修を単位認定する高校 172校

ボランティア	259校
就業体験	312校
スポーツ	21校
技能検定	1,447校

(出典)

高等学校教育改革に関する進捗状況調査(H25年度)
大学における教育内容等の改革状況について(H24年度)

大学への飛び入学

高等学校に2年以上在籍し、大学が定める特定の分野において特に優れた資質を有する者が、卒業をしていなくても当該大学へ入学できる。

平成26年12月中央教育審議会答申を踏まえ、飛び入学した大学で所定の単位を履修した場合、大学入学資格を得られるような制度とすることを検討中

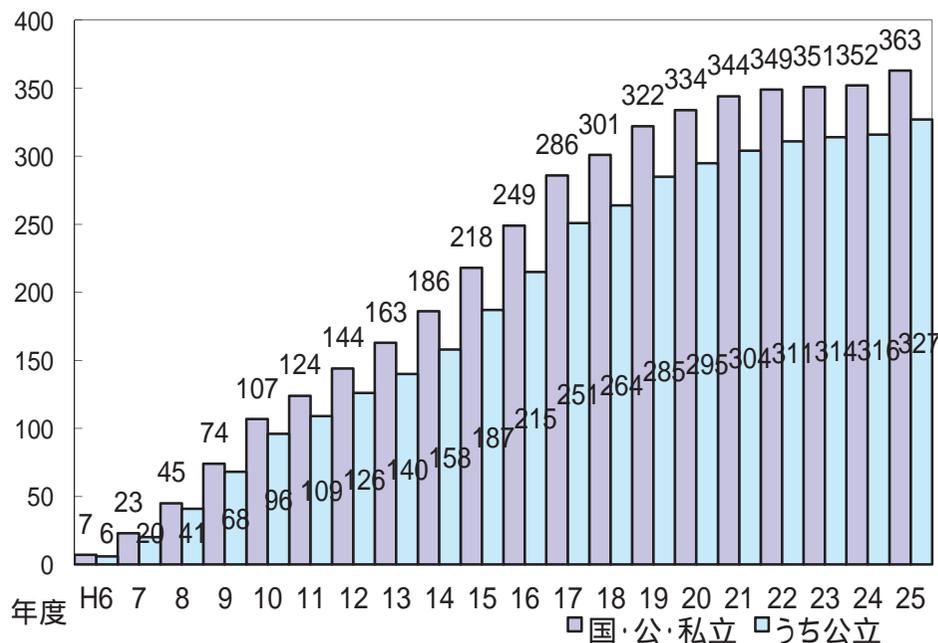
(平成24年度実績)

6大学4人

総合学科

学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる単位制をとり、普通教育・専門教育の幅広い選択科目の中から生徒が自分で科目を選択し学ぶことを可能とし、生徒の個性を生かした主体的な学習を重視。将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視する。

総合学科を設置する学校数の推移



多様な教育ニーズに対応した学校作りの取組の例

<東京都の例>

「チャレンジスクール」

小・中学校で不登校だった生徒や高校中退者などを対象とする定時制・単位制の総合学科の高等学校。

(主な特徴)

- ・学力検査や調査書によらない入学者選抜
- ・基礎・基本の学習や多様な選択科目を設置
- ・生徒の生活環境に合わせた学習時間の選択が可能
- ・カウンセリング機能や教育相談機能を充実など

「エンカレッジスクール」

小・中学校で十分に力を発揮できなかった生徒を積極的に受け入れ、生徒の力を引き出し成就感・達成感を実感させることを目的とした全日制、学年制の高等学校。

(主な特徴)

- ・学力試験によらない入学者選抜
- ・二人担任制による個に応じたきめ細かい指導
- ・多彩な体験授業やキャリアガイダンスの実施、
- ・30分授業や習熟度別授業などによる基礎・基本の徹底など

高等学校における、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る指導

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を実施した教科・科目

平成24年度(実績)

学科別指導方法		教科・科目	国語	地理 歴史	公民	数学	理科	外国語		その他
								コミュニケーション英語基礎	その他	
全日制	普通科	標準単位数を超えて増加して配当	31.5%	18.2%	12.4%	26.7%	20.9%	4.9%	24.3%	2.0%
		学校設定科目等の履修後、必履修教科・科目を履修	1.0%	0.6%	0.4%	1.9%	0.4%	0.6%	1.3%	0.3%
	専門学科	標準単位数を超えて増加して配当	22.0%	3.3%	6.3%	18.9%	8.6%	3.4%	13.8%	1.3%
		学校設定科目等の履修後、必履修教科・科目を履修	1.0%	0.2%	0.3%	1.5%	0.3%	0.5%	0.8%	0.7%
	総合学科	標準単位数を超えて増加して配当	19.7%	11.1%	4.8%	26.6%	14.5%	2.8%	26.0%	1.7%
		学校設定科目等の履修後、必履修教科・科目を履修	1.0%	0.3%	0.7%	2.4%	0.7%	0.0%	2.1%	0.3%
定時制	普通科	標準単位数を超えて増加して配当	36.3%	20.3%	16.5%	53.3%	23.8%	10.1%	36.6%	7.5%
		学校設定科目等の履修後、必履修教科・科目を履修	3.1%	0.7%	0.7%	7.3%	0.4%	1.1%	3.1%	0.9%
	専門学科	標準単位数を超えて増加して配当	13.2%	7.0%	7.3%	32.4%	3.8%	5.6%	20.9%	6.6%
		学校設定科目等の履修後、必履修教科・科目を履修	2.4%	0.3%	6.6%	5.9%	0.7%	1.4%	2.1%	0.7%
	総合学科	標準単位数を超えて増加して配当	3.1%	0.0%	3.1%	18.8%	3.1%	0.0%	6.3%	0.0%
		学校設定科目等の履修後、必履修教科・科目を履修	12.5%	0.0%	0.0%	9.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

平成21年改訂高等学校学習指導要領第1章総則第5款の3の(3)に示す事項のうち、「イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう」、その単位数を標準単位数を超えて増加して配当した場合は、「標準単位数を超えて増加して配当」に計上している。また、「ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。」の項目に該当する場合は、「学校設定科目等の履修後、必履修教科・科目を履修」に計上している。なお、「ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。」については、に含めていない。”

特別支援教育に関する現状

障害者の権利に関する条約の批准 (H19日本国署名、H26/1/20日本国批准、2/19発効)

インクルーシブ教育システムの構築 個人に必要とされる合理的配慮の提供 など

中教審初等中等教育分科会報告 (H24) を踏まえ

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった**連続性のある「多様な学びの場」**において特別支援教育を推進

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等

全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性

在籍者数等 **特別支援教育の対象児童生徒数が増加**

特別支援学級 (H26小・中学校)
187,100人 (H16年比で2.1倍)

通級による指導 (H26小・中学校)
83,750人 (H16年比で2.3倍)

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある
特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合
6.5% (H24推計値 (公立小中))

支援体制 **幼稚園、高等学校の整備状況に課題**

特別支援教育コーディネーター
幼62.6%、小99.3%、中95.3%、高83.8%

個別の教育支援計画 / 個別の指導計画
(支) 幼65.9%、小87.7%、中86.4%、高59.3%
(指) 幼76.6%、小98.1%、中95.6%、高67.1%

該当者がいない学校数を除いた割合

特別支援学校

在籍者数等 (H26) 135,617人
(H16年比で1.4倍)

うち
高等部生徒
65,370人 **増加傾向**

知的障害のある児童生徒等
121,544人 **増加傾向**

単一の障害種 99,492人
複数の障害種 36,125人
障害の状態の多様化 (重度・重複を含む)

高等部卒業後の進路
施設医療機関64% (H16 56%)
就職者28% (H16 20%)

学習指導要領等における特別支援教育に関する記述の更なる充実

特別支援学校学習指導要領等の改善充実

一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導を一層充実

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

0.67%
(約6万9千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

1.84%
(約18万7千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)

3.33%
(約34万人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H16年比で2.3倍

0.82%
(約8万4千人)

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒
6.5%程度の在籍率

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2千人)

増加傾向

この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

学校教育法

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

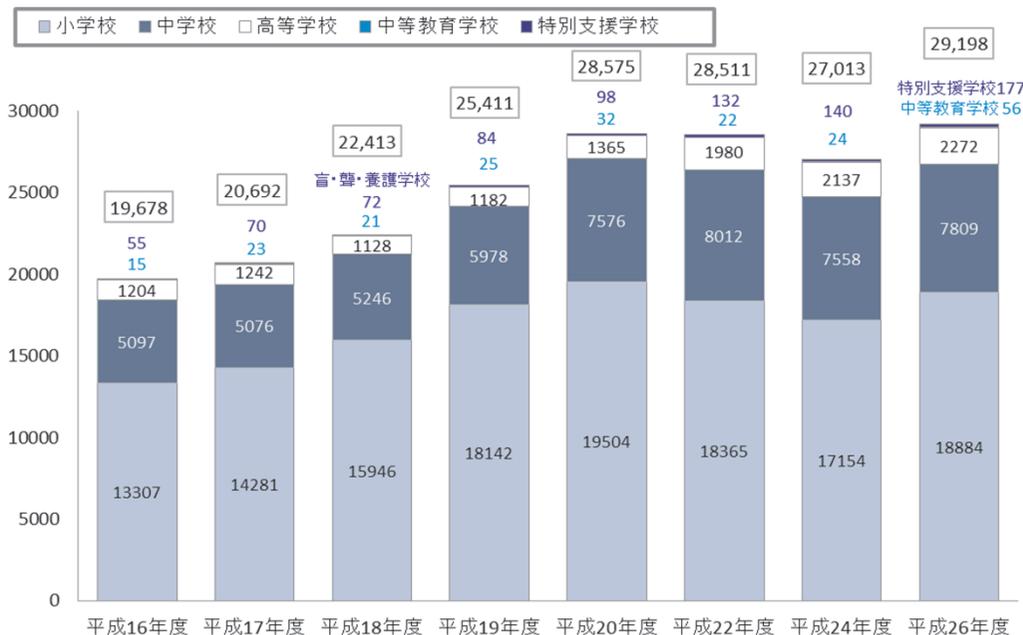
① 公立小・中・高校等における日本語指導が必要な児童生徒の増加・多様化

- ・日本語指導が必要な児童生徒数は近年増加傾向。特に日本国籍の児童生徒が急増
- ・外国人児童生徒の母語の多言語化、文化的背景の多様性等により、個別の対応が必要
- ・定住化が進み、生活言語としての日本語習得だけでなく、学習言語の習得による学習内容の定着が課題

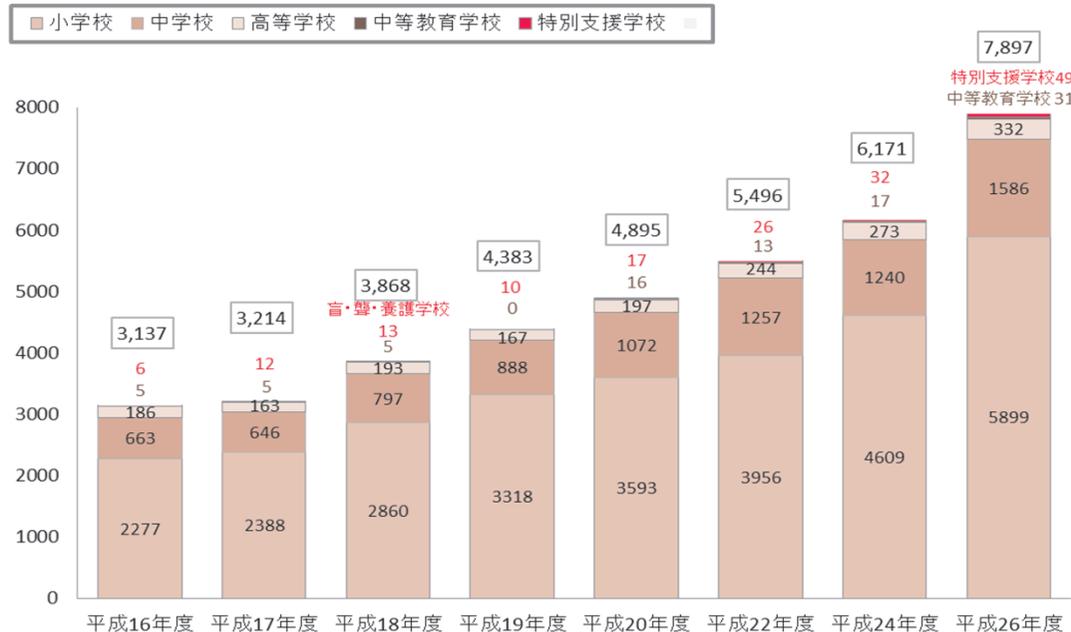
日本語指導体制の整備ときめ細かな指導の必要性

- ・H26年4月の学教法施行規則改正により、「特別の教育課程」の編成・実施による日本語指導が可能
 - 在籍校等における「取り出し指導」
 - 個別の指導計画の作成と学習評価の実施
- ・個々の児童生徒のきめ細かな指導を行う自治体への支援策の実施(補助事業、加配措置、研修等)
児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を一層充実することが必要

日本語指導が必要な外国籍児童生徒数



日本語指導が必要な日本国籍児童生徒数



注) 日本語指導が必要な日本国籍の生徒とは、帰国児童生徒のほかに日本国籍を含む重国籍の場合や、保護者の国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合などが考えられる。

幼児教育に関する現状について

乳幼児期における多様な教育・保育の制度

幼稚園 (幼稚園教育要領)

学校

幼保連携型認定こども園

(幼保連携型認定こども園教育・保育要領)

児童福祉施設

学校

保育所 (保育所保育指針)

児童福祉施設

認定こども園は、幼保連携型認定こども園のほか、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園がある。

平成27年度より、幼稚園・保育所・認定こども園等の特性を生かした良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を整備することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」がスタート。

幼小接続の現状

【平成26年度幼児教育実態調査(文部科学省)】

小学校の児童と交流を行った幼稚園は、全体の76.9%

小学校の教員と交流を行った幼稚園は、全体の72.1%

幼小接続において、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われていない市町村 77.0%

平成26年度当初の異動発令による人事交流(県費負担小学校教員と市町村費負担幼稚園教員の人事交流、市町村費負担小学校教員と市町村費負担幼稚園教員の人事交流)を行った地方公共団体 2.0%

幼児期におけるいわゆる「非認知的能力」の重要性

【第1回幼児期から小学1年生の家庭教育調査報告書(ベネッセ次世代育成研究所, 2013)】

学びに向かう力の育ちと、文字・数・思考の育ちには関連がみられる

本調査では、「学びに向かう力」とは、自分の気持ちを言う、相手の意見を聞く、物事に挑戦するなど、自己主張・自己抑制・協調性・好奇心などに関係する力としている。

幼稚園における子育ての支援の現状

【平成26年度幼児教育実態調査(文部科学省)】

子育て支援活動を実施している幼稚園は、全体の86.7%

【第2回幼児教育・保育についての基本調査報告書 ベネッセ教育総合研究所 2013年度】

乳幼児がいる家庭全体に対して、充実させる必要性のある支援

・子育てについて気軽に相談できる場や機会の提供 51.1%の園がとても感じる 42.1%の園がまあ感じると回答

・保護者が乳幼児の発達やかかわり方について理解を深める情報提供 50.9%の園がとても感じる。40.4%の園がまあ感じると回答

小学校

第1章 総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、**幼稚園や保育所**、中学校及び特別支援学校など**との間の連携や交流を図る**とともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

第2章 各教科 第5節 生活 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 (3) 国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。**特に、第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。**

第2章 各教科

第1節 国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1(6) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、**幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮すること。**

第2章 各教科

第6節 音楽

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1(4) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、**幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。**

第2章 各教科

第7節 図画工作

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1(5) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、**幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。**

他の教科

道徳

外国語活動

総合的な学習の時間

特別活動

小学校におけるスタートカリキュラムについて

スタートカリキュラムとは

小学校へ入学した子供が、**幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として**、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム

(参考) 小学校学習指導要領解説 生活編

例えば、4月の最初の単元では、学校を探検する生活科の学習活動を中核として、国語科、音楽科、図画工作科などの内容を合科的に扱い大きな単元を構成することが考えられる。こうした単元では、児童が自らの思いや願いの実現に向けた活動を、ゆったりとした時間の中で進めていくことが可能となる。大単元から徐々に各教科に分化していくスタートカリキュラムの編成なども効果的である。

幼児期 学びの芽生え

- ・楽しいことや好きなことに集中することを通して、様々なことを学んでいく。
- ・遊びを中心として、頭も心も体も動かして様々な対象と直接関わりながら、総合的に学んでいく。
- ・日常生活の中で、様々な言葉や非言語によるコミュニケーションによって他者と関わり合う。

スタートカリキュラム

自立
成長
安心

児童期 自覚的な学び

- ・学ぶことについての意識があり、集中する時間とそうでない時間(休憩の時間等)の区別が付き、自分の課題の解決に向けて、計画的に学んでいく。
- ・各教科等の学習内容について授業を通して学んでいく。
- ・主に授業の中で、話したり聞いたり、読んだり書いたり、一緒に活動したりすることで他者と関わり合う。

幼児教育

- ・5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)を総合的に学んでいく教育課程等
- ・子供の生活リズムに合わせた1日の流れ
- ・身の回りの「人・もの・こと」が教材
- ・総合的に学んでいくために工夫された環境構成 等

小学校教育

- ・各教科等の学習内容を系統的に学ぶ教育課程
- ・時間割に沿った1日の流れ
- ・教科書が主たる教材
- ・系統的に学ぶために工夫された学習環境 等

小中一貫教育の全体の制度設計

制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

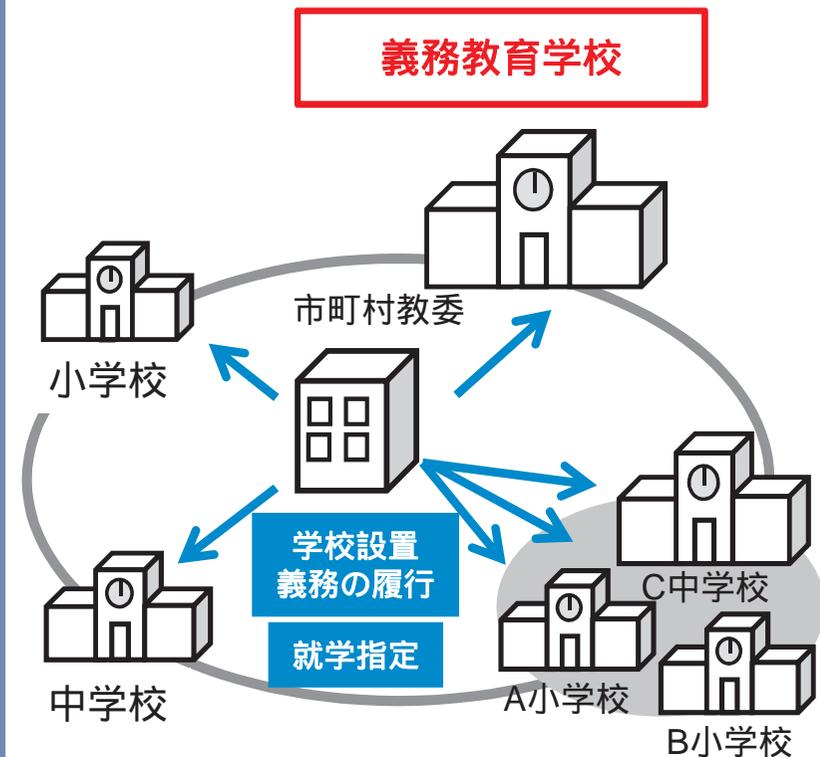
小中一貫教育の 2つの類型

**今回学校教育法等
改正で措置**

**今後政省令
改正で措置**

	義務教育学校	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成() ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) <small>(制度化に伴う主な支援策) 9年間に適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置</small>	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)() ・教員は各学校種に対応した免許を保有 <small>(制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置</small>
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 <small>(制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援</small>	・施設の一体・分離を問わず設置可能 <small>(制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援</small>

制度化後のイメージ



**小中一貫型小・中学校
(仮称)**

学校と家庭、地域の連携について

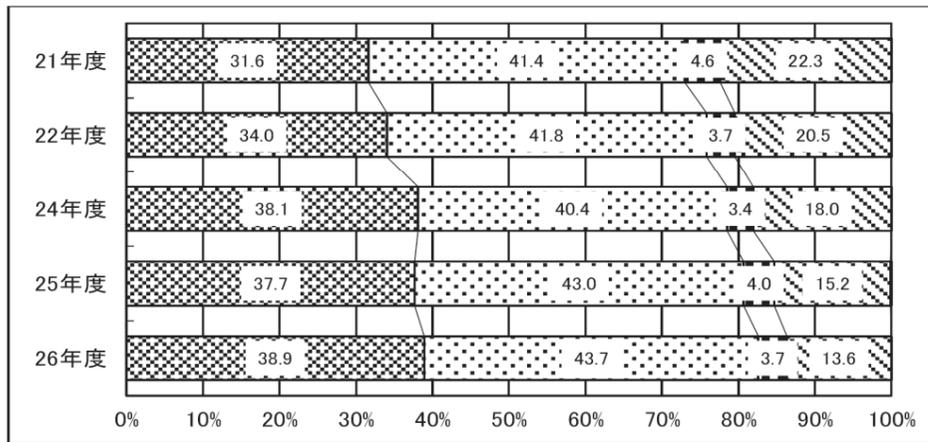
学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人々が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれると回答している学校の割合は増加傾向。

小・中学校とも約9割の学校が、保護者や地域の人々の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果があったと回答。

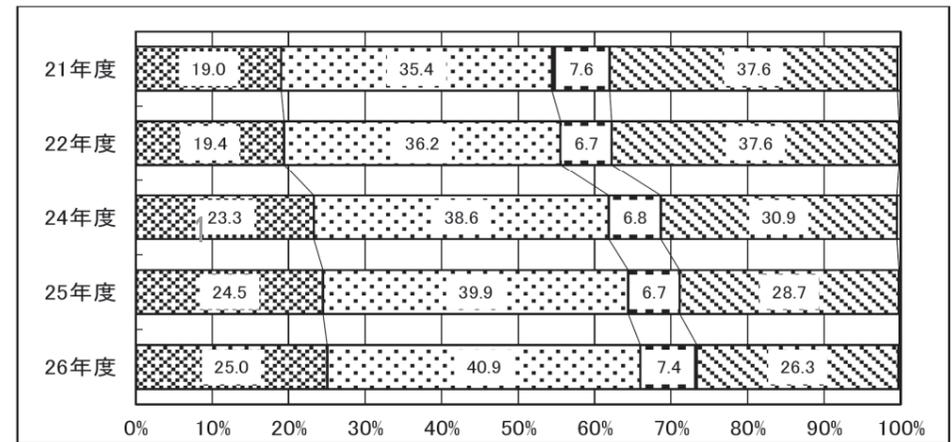
学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人々が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれますか



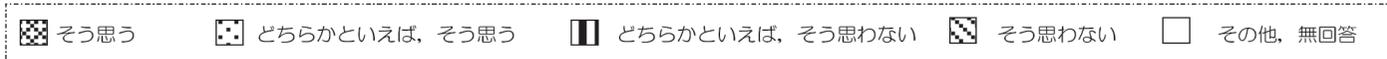
【小学校】



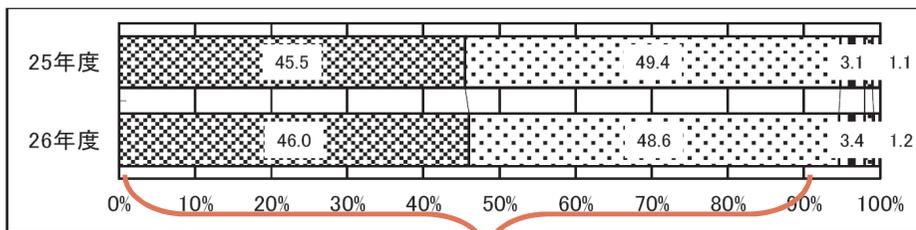
【中学校】



保護者や地域の人々の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか

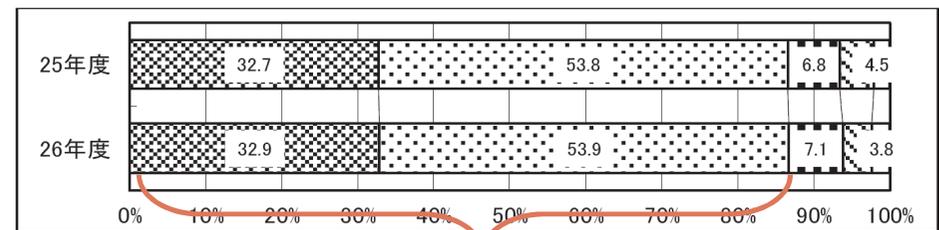


【小学校】



そう思う + どちらかといえばそう思う 94.6%

【中学校】



そう思う + どちらかといえばそう思う 86.8%

平成26年全国学力・学習状況調査(学校質問紙)結果より

学習指導要領における位置づけ

中学校学習指導要領（平成20年3月告示） 総則編
第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

（略）

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

（略）

（13）生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

部活動への参加状況

「学校の部活動に参加していますか」

運動部にだけ参加している	文化部にだけ参加している	運動部と文化部の両方に参加している	運動部、文化部のどちらにも参加していない
66.0%	19.6%	0.9%	12.9%

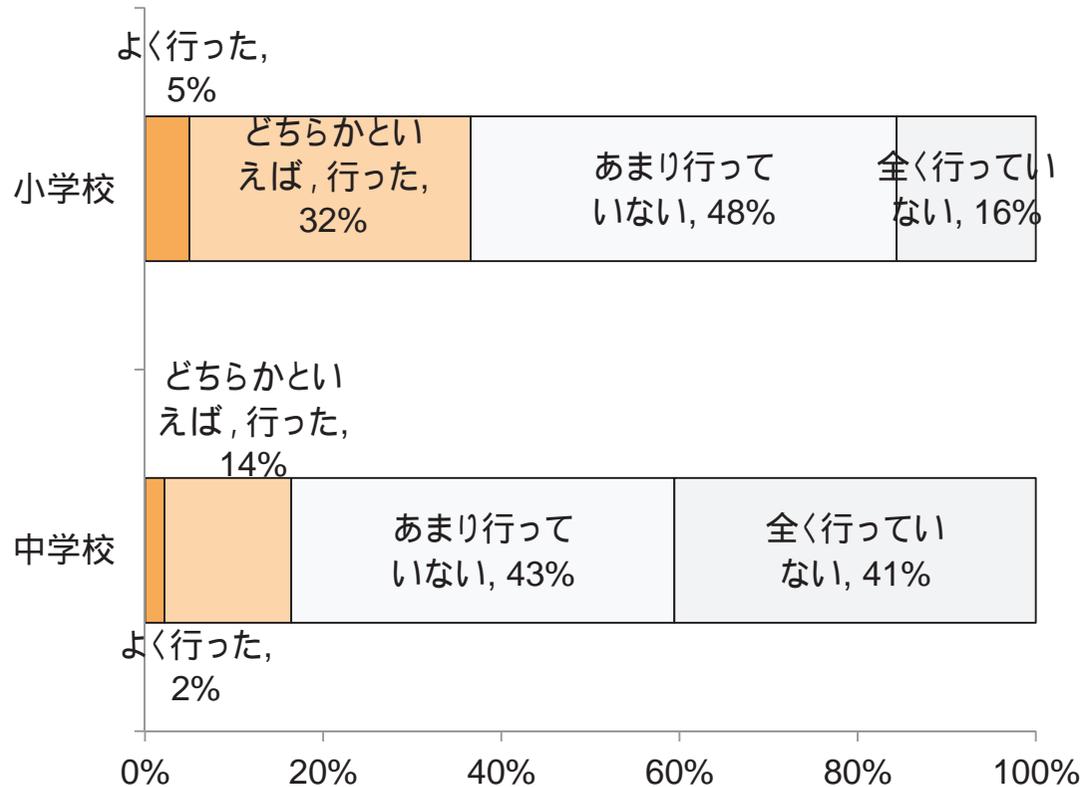
平成25年度 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙回答より

社会教育施設等を活用した学習について

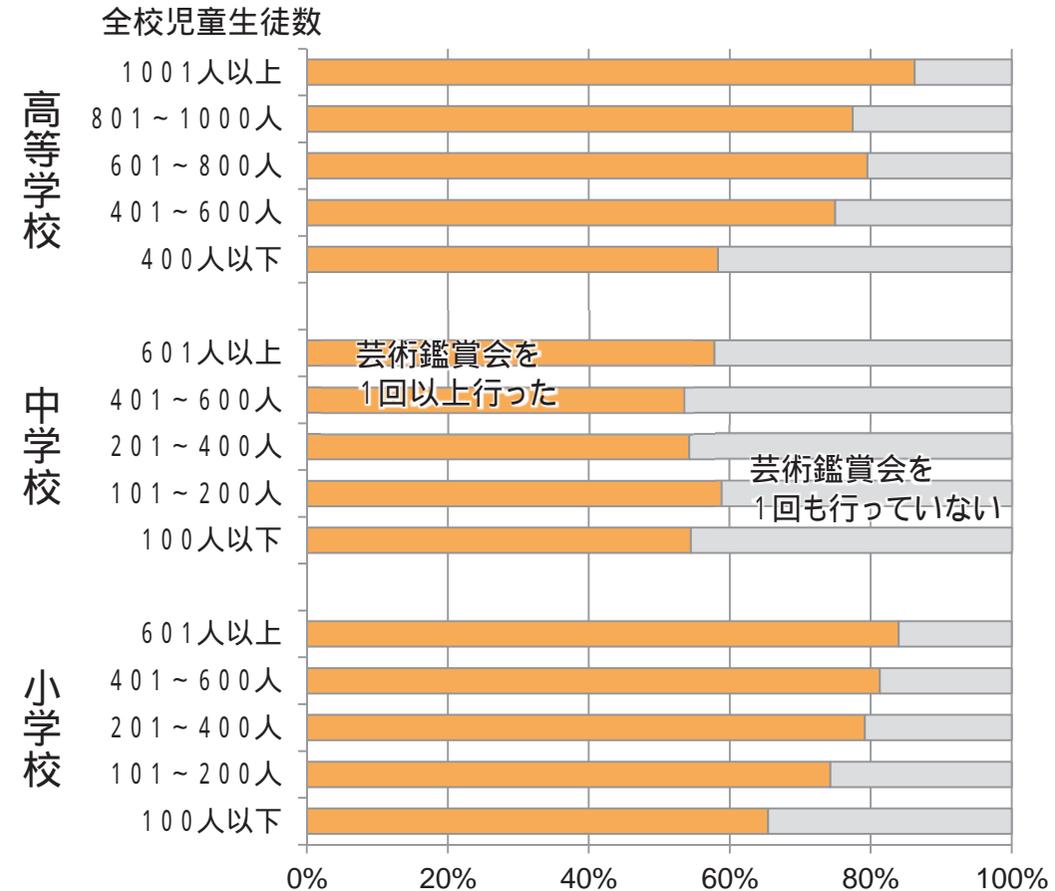
- ・博物館や科学館、図書館を利用した授業を「よく行った」「どちらかといえば行った」小学校は約4割、中学校は約2割程度。
- ・芸術鑑賞会の実施状況は小学校や高等学校では学校規模が大きいほど実施している割合が多い。

博物館や科学館、図書館を利用した授業 (H27全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査)

質問 「調査対象学年の生徒に対して、前年度までに、博物館や科学館、図書館を利用した授業を行いましたか」



芸術鑑賞会の実施状況 (学校段階・規模別)



「学校における鑑賞教室等に関する実態調査 調査報告書 2008年版」日本芸術家団体協議会(文化庁委嘱調査研究)

観点別学習状況の評価について

学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。

きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

学習評価の 4 観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

学力の3要素
(学校教育法)
(学習指導要領)

知識及び技能

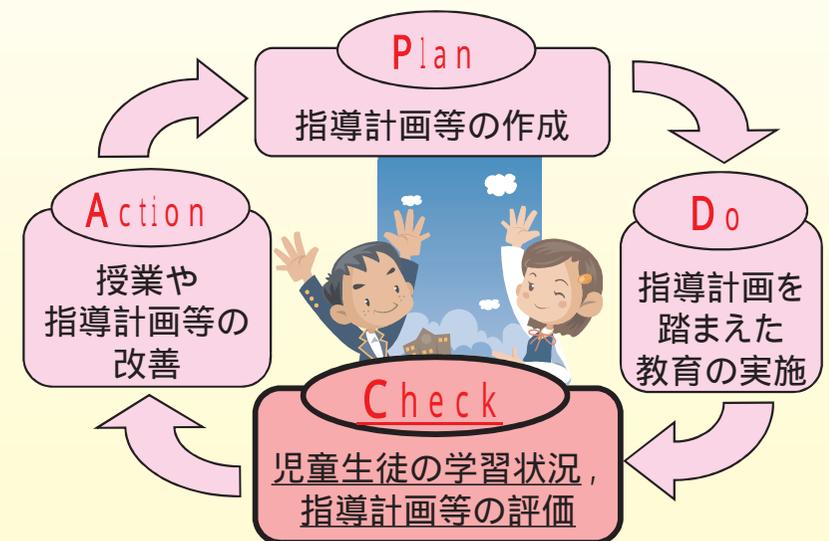
思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



学習指導要領の改訂とそれに伴う指導要録等の評価の在り方の変遷

昭和
43～45
年改訂

昭和
52～53
年改訂

平成
元年
改訂

学習指導要領	指導要録における各教科の学習の記録(小学校, 中学校)			評価規準
教育内容の一層の向上 (「教育内容の現代化」) ・時代の進展に対応した教育内容の導入 (学習指導要領実施)小:昭46年度, 中:昭47年度, 高:昭和48年度 (要録通知)小中:昭46年2月, 高:昭48年2月	評定	所見	備考	
	・学習指導要領に定める目標に照らして, <u>学級又は学年における位置づけを評価</u> ・各段階ごとに一定の比率を定めて, 機械的に割り振ることのないよう留意	・学習において認められた特徴を, 他の児童生徒との比較ではなく, その児童生徒自身について記録 ・観点について, 各教科の指導の結果に基づいて評価	・教科の学習について特記すべき事項がある場合に記入	
ゆとりある充実した学校生活の実現 (「学習負担の適性化」) ・各教科等の目標・内容を中核的事項にしぼる (学習指導要領実施)小:昭55年度, 中:昭56年度, 高:昭57年度 (要録通知)小中:昭55年2月, 高:昭56年12月	評定	観点別学習状況	所見	
	・学習指導要領に定める目標に照らして, <u>学級又は学年における位置づけを評価</u> ・各段階ごとに一定の比率を定めて, 機械的に割り振ることのないよう留意	・学習指導要領に定める目標の達成状況を観点ごとに評価	・教科の学習について総合的にみた場合の児童の特徴や指導上留意すべき事項を記入	
社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成 ・生活科の新設, 道徳教育の充実 (学習指導要領実施)小:平4年度, 中:平5年度, 高:平6年度 (要録通知)小中:平3年3月, 高:平5年7月	観点別学習状況	評定	所見	
	・学習指導要領に定める目標に照らして, <u>その実現状況を観点ごとに評価</u>	・学習指導要領に定める目標に照らして, <u>学級又は学年における位置づけを評価</u> ・各段階ごとに一定の比率を定めて, 機械的に割り振ることのないよう留意	・教科の学習について総合的にみた場合の児童の特徴及び指導上留意すべき事項を記入。その際, 児童生徒の長所を取り上げることが基本となるよう留意	

平成 10～11 年改訂	基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び考える力などの「生きる力」の育成	観点別学習状況	評定	総合所見及び 指導上参考となる諸事項	国立教育政策研究所による評価規 準の例示
	・教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設 (学習指導要領実施)小:平14年度,中:平14年度,高:平15年度 (要録通知)小中高:平13年2月	・学習指導要領に定める目標に照らして,その実現状況を観点ごとに評価	・学習指導要領に定める目標に照らして,その実現状況を総合的に評価	・児童生徒の状況を総合的にとらえる。その際,児童生徒の優れている点や長所,進歩の状況などを取り上げること基本となるよう留意 ・学級・学年など集団の中での相対的な位置づけに関する情報も必要に応じ記入	
平成 20～21 年改訂 (現行)	「生きる力」の育成,基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス	観点別学習状況	評定	総合所見及び 指導上参考となる諸事項	国立教育政策研究所による評価規 準の例示
	・授業時数の増、指導内容の充実、言語活動、小学校外国語活動の新設 (学習指導要領実施)小:平23年度,中:平24年度,高:平25年度 (要録通知)小中高:平22年5月	・学習指導要領に定める目標に照らして,その実現状況を観点ごとに評価	・学習指導要領に定める目標に照らして,その実現状況を総合的に評価	・児童生徒の状況を総合的にとらえる。その際,児童生徒の優れている点や長所,進歩の状況などを取り上げること基本となるよう留意 ・学級・学年など集団の中での相対的な位置づけに関する情報も必要に応じ記入	

() 高等学校の指導要録は、評定を記録する欄はあるが、観点別学習状況を記録する欄はない。ただし、観点等を踏まえながら評価を行うことを通知で示している。

児童生徒の学びの深まりを把握するために、多様な評価方法の研究や取組が行われている。

「パフォーマンス評価」

知識やスキルを使いこなす(活用・応用・統合する)ことを求めるような評価方法。論説文やレポート、展示物といった完成作品(プロダクト)や、スピーチやプレゼンテーション、協同での問題解決、実験の実施といった実演(狭義のパフォーマンス)を評価する。

「ルーブリック」

成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語(評価規準)からなる評価基準表。

項目	尺度				
項目		…できる …している	…できる …している	…できる …している	…できない …していない

記述語

ルーブリックのイメージ例

「ポートフォリオ評価」

児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等を集積。そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示す。